

第3編 事故災害等対策計画

第1章 流出油等事故対策計画

第1節 災害予防

第1 基本的な考え方

油や有害液体物質の流出事故による災害を未然に防ぐとともに災害発生時に効果的に対応できるよう、流出油等事故の覚知・評価、油等防除並びに回収油等の輸送・処理等の実施体制を整備しておくほか、環境・風評・補償対策等の被害回復対策に関し関係機関等との間で合意形成を図るなどの基本的な対策を推進する。また、流出油等事故に関する防災訓練、防災知識の普及・啓発に努める。

第2 油等防除実施体制の充実・強化

1 基本的事項

流出油等事故が発生した場合に、被害を最小限に止めるためには、初期の段階において必要な人員、防除資機材等有効な防除能力を組織的に先制集中する必要がある。このため、平常時から国、町、県をはじめ、河川・道路管理者、水道事業者、漁業関係者その他の関係者が、役割分担を明らかにして連携体制を構築しておくことが極めて重要である。

そこで、流出油等事故の覚知、初期評価、油等防除（除去）活動、回収油等の運搬・処理等の一連の防除措置について、関係者が一体となった防除体制の確立を図る。

2 覚知及び初期評価体制の充実強化

町は、県等各関係機関が行う覚知及び初期評価活動が円滑に実施されるように協力する。

3 油等防除（除去）体制の充実強化

(1) 参集及び動員体制

流出油等事故発生時における具体的な職員の非常参集体制等については、「第2 災害応急対策」の応急活動体制表を基本とする。

(2) 防災関係機関相互の連絡体制の整備

県及び防災関係機関と連携し、役割分担、要請手続き、要請内容等についてあらかじめ協議し、事故発生時に迅速な対応ができるようにしておく。

(3) 防除資機材の整備

油等防除（除去）活動には、次の表に例示する多くの資機材が必要となる。そこで、町、県、中国地方整備局は、流出油等事故時にこれらを迅速かつ的確に確保するために、連携して必要な資機材の備蓄を推進する。特に、油の除去、回収が主な応急対策となることから、過去の流出油等事故時にニーズが高かった表中に※印を付した品目の防除資機材の整備に努める。

また、災害時に必要な資機材の把握、要請、輸送、管理、配分等の実施方法について関係機関間で十分協議し、資機材を保有する機関や事業者からの調達が行える体制を整備

していく。

資 機 材 の 種 類	具 体 例
油等の拡散を防止するための資機材	オイルフェンス、オイルマット等*
油等を機械的に回収するための資機材	油回収装置等
油等を物理的に回収するための資機材	油吸着材、油ゲル化剤等
油等の分解を促すための資機材	油処理剤
応急的・補助的に回収するための資機材	ひしゃく、たも、バケツ等*
回収した油等を一時貯留するための資機材	ドラム缶等*
漂着した油等の清掃のための資機材	高圧温水洗浄機、ふるい等
活動要員をサポートするための資機材	活動を記録するためのカメラ、マスク、作業着、手袋等
輸送用の資機材	車両等

(4) 地元住民、ボランティア等防除作業実施者の健康安全確保対策

県は、油等の除去に当たって、地元住民、ボランティア等防除作業実施者が健康かつ安全に活動できるよう、県医師会及び日本赤十字社島根県支部と協議の上、あらかじめ作業の危険性、着衣の配慮等を含む健康安全上の配慮事項について検討し、整理しておく。

また、災害発生時に関係市町村等が作業現場への周知を円滑に図れるよう健康安全確保対策のための体制整備に努める。

第3 被害回復対策等の充実・強化

1 基本的事項

流出油等事故が発生した場合には、監視、除去、処理といった防除関係の直接的な作業に加え、自然環境への影響評価、風評対策、補償対策等広範な作業が並行して実施される。

そこで、より早期の段階から体制が確立され、これらの対策が円滑に実施されるよう、平常時から関係機関間で協議し、合意形成を図る。

2 環境対策の充実強化

(1) 環境省等の実施する研修等への参加の検討

町及び県は、環境省等が実施する環境対策に関連する研修等への職員の参加について検討し、人材の育成に努める。

3 補償対策の充実強化

(1) 補償制度の把握

県は、油濁損害に対する補償制度に関する情報（補償制度の概要、請求先、請求手続、補償対象となる費用等）を収集し、整理の上、関係市町村、漁業関係者、商工観光業関係者等関係機関へ周知を図る。

(2) 補償請求方法等の検討

県は、補償請求段階で費用と現場の作業との関連性を示すことができるように、平常時から、作業内容及び経費の把握方法、写真等の証拠書類の整備方法等について検討し、整理しておく。

第4 防災訓練及び防災知識の普及・啓発

1 油等防除（除去）に係る訓練の実施

油等防除（除去）活動には、中国地方整備局、町、県、漁業協同組合、自衛隊等多数の機関が関係してくることから、これらの機関相互の連携が的確になされるよう、油等防除（除去）に係る総合的な防災訓練（図上訓練を含む。）を定期的の実施することとなっている。そのため、本町もこの訓練に参加し、また、訓練後は十分な評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じてその後の体制の改善を図る。

2 防災研修への参加の検討

流出油等事故発生時には、町、県及び消防本部の職員も防除作業に関わることとなるため、必要な知識等を修得しておく必要がある。

このため、一般財団法人海上災害防止センター等が実施する各種研修へ職員を参加させることについて検討し、人材の育成に努める。

第2節 災害応急対策

第1 基本的な考え方

流出油等災害が発生した場合には、その影響範囲が複数の市町の河川敷等広域にわたり、また、地元住民やボランティアも含む数多くの機関、団体が関与する。そのため、町、県及び各防災関係機関は、収集・連絡された情報に基づき、災害応急活動体制を確立し、流出油等に対する効果的な応急対策を実施する。

第2 災害応急活動体制の確立

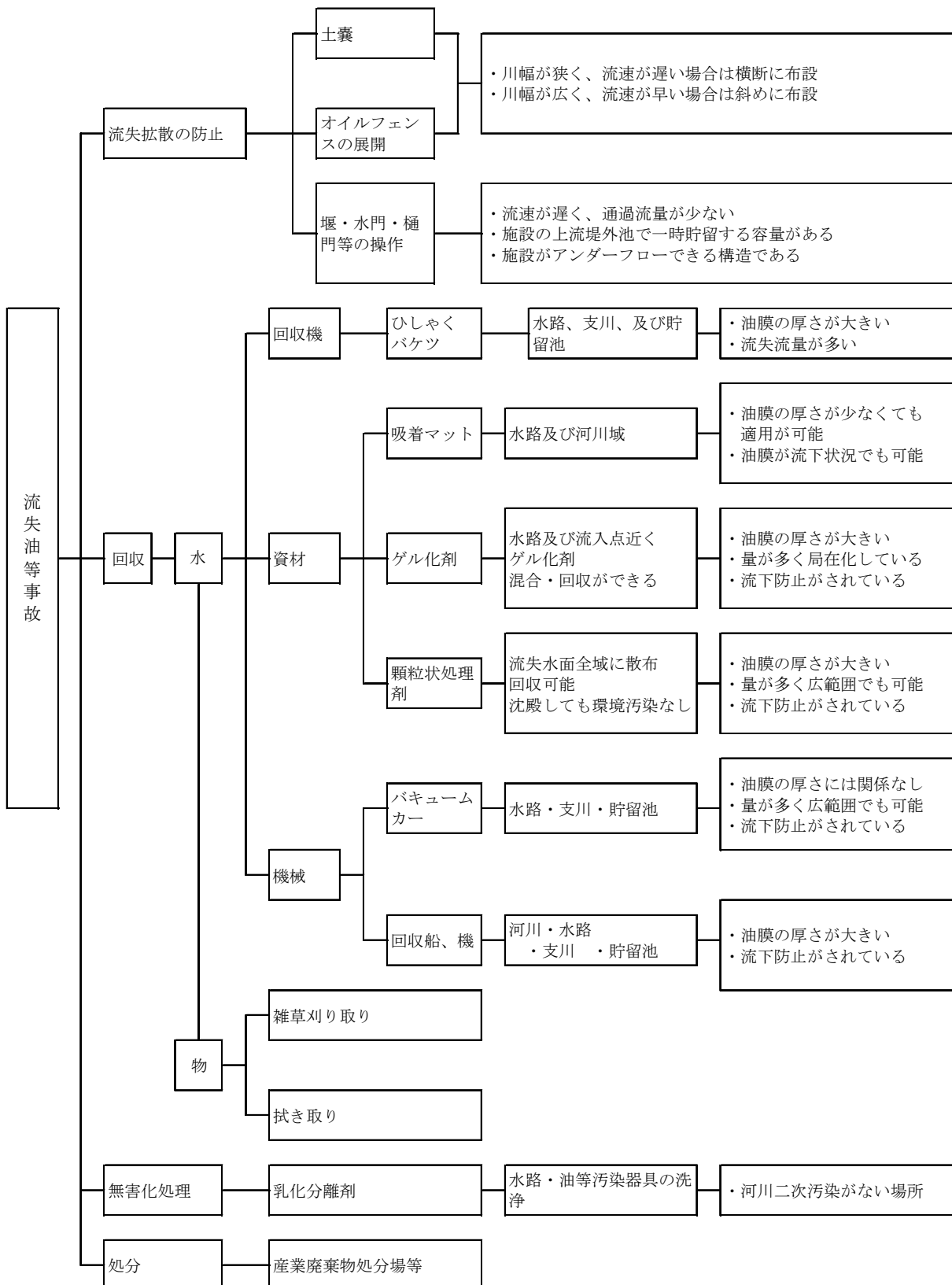
1 基本的事項

本計画の想定する流出油等災害が発生した場合、その影響範囲が複数の市町の河川敷等広域にわたり、また、地元住民やボランティアも含む数多くの機関、団体が関与する。

したがって、町、県、中国地方整備局等の各防災関係機関は、収集・連絡された情報に基づき、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、直ちに必要な活動体制をとるとともに、これら防災関係機関は、緊密な連携の確保に努める。

流出油災害が発生したときの主な応急対策活動として、処理対策と適応条件を次項に図示する。

油等の処理対策と適応条件



2 町の活動体制の確立

(1) 流出油等事故警戒本部及び災害対策本部の設置・運営

ア 油流出事故警戒本部

(ア) 設置の基準

油流出事故が発生し、河川敷等に流出油が漂着し、被害が発生するおそれがあり警戒体制をとる必要が生じた場合、又は流出油事故により、河川敷等に流出油が漂着し被害が発生した場合、総務課長は関係課長と協議し、副町長が設置を決定する。

(イ) 廃止の基準

油流出事故警戒本部は、概ね次の基準により副町長が廃止する。

- a 発生が予想された災害にかかる危険がなくなり、対策の必要がなくなったと認められるとき。
- b 応急対策が概ね終了したと認められるとき。

イ 災害対策本部

町長は、災害の規模及び範囲から、特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設定を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。災害対策本部は、本部長・副本部長及び部長をもって構成し、災害対策の基本的な事項を本部会議において協議する。

災害対策本部を設置したときは、県及び、防災関係機関に通報するものとする。

第3 災害情報の収集・伝達

1 基本的な考え方

(1) 趣旨

流出油等事故への対応を効果的に実施するためには、流出油等の種類、性状、量、拡散状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係機関間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠である。

そこで、関係機関は、流出油等事故発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携の下に迅速かつ的確に災害情報を収集・伝達する。

(2) 流出油等事故情報の収集・把握

関係機関は、相互に連携を図りながら、流出した油等の種類と性状、油等の流出量、流出油等の状況（瞬間流出、一定時間の流出又は流出が止まっているかどうか。）、油等の風化の程度及び汚染域を把握するとともに、周辺の地勢及び気象水象状況についても把握する。

ア 県、警察本部

県、警察本部は、船艇、ヘリコプター、車両等により情報収集を行う。また、県は、流出油等事故に係る情報を早期に把握するため、水質汚濁防止協議会等の国の関係機関へ職員を派遣する等により、情報収集に努める。

イ 町

町は、河川、湖沼の巡視とともに、事故状況、被害状況等の情報収集に努める。

ウ 国の機関

中国地方整備局、自衛隊等の国の機関は、ヘリコプター、車両等により情報収集を行う。

エ その他の防災関係機関

斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会等のその他の防災関係機関は、必要に応じて情報収集に当たるとともに、収集した情報を整理しておく。

第4 流出油等に対する応急対策

1 基本的事項

被害を最小限に留め、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、流出油等事故を覚知したときは、直ちに初期評価（流出油等の現状把握、防除方針の決定及び伝達）を行い、流出油等防除を迅速かつ的確に実施するための協力連携体制を確立し、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図る。

2 河川、湖沼における流出油等事故の場合

(1) 流出油等の防除

ア 流出油等の回収活動等

(ア) 回収方法

流出油等の防除作業に当たっては、流出油等の種類、性状、経時変化の状況及び気象水象の状況に応じて、次に掲げる回収方法のうち最も効果的な方法により実施する。

a 機械的回収

油回収装置、バキューム車等を使用して回収する。

b 物理的回収

油吸着材、油ゲル化剤、顆粒状処理剤、高粘度油回収ネット等を使用して回収する。

c 応急的、補助的回収

ひしゃく、バケツ、ガット船、バキューム車等を使用して回収する。

(イ) 防除資機材の確保

県は、県現地事務所（県土整備事務所等）、町等において必要な防除資機材に関する情報を把握し、その他取扱業者からの調達、広域応援協定の活用等により迅速かつ的確に確保する。

また、県で調達可能な回収船、防除資機材に関する情報は、逐次県現地事務所（県土整備事務所等）、町等へ提供する。

(ウ) 管轄（管理）区域を持つ機関での活動

県、中国地方整備局等管轄（管理）区域を持つ機関は、連絡会議等で決定された除去方針を踏まえ、おおむね次に掲げる活動を展開する。

a 河川区域の監視、状況把握

b 河川区域での除去活動の実施

c 回収油等の一時集積場所への貯留

d 活動情報の収集と各関係機関への伝達

(エ) 県の現地での活動

県は、現地連絡会議等で決定された除去方針を踏まえ、おおむね次に掲げる活動を行う。

a 県本庁と町間の連絡調整

b 町で行う除去活動の支援

c 管轄区域（河川等）での除去活動

d ボランティア活動の支援調整

(オ) 町の活動

町は、各連絡会議で決定された除去方針を踏まえ、管内の消防本部、警察署、漁業協同組合、地元住民、ボランティア、自衛隊の災害派遣部隊等と共同で、おおむね次に掲げる活動を展開する。

なお、防除資機材については、手袋、作業着、ひしゃく等の消耗品は町の備蓄品又は町

内での調達で対応するが、不足するものについては県へ要請する。

- a 河川区域の監視、状況把握
- b 河川区域での除去活動の実施
- c 回収油等の一時集積場所への貯留
- d 除去活動情報の収集及び県への伝達
- e 取水停止、給水車による給水等水道対策の実施

イ 医療救護活動

県は、町及び県医師会、県看護協会、日本赤十字社島根県支部と連携を図りながら、傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、除去作業者の安全・健康の保持を図るため、看護師等の派遣による救護所の設置、健康相談の実施等の措置をとる。

ウ ボランティア活動の支援

県は、流出油等事故発生直後から、ボランティア関係団体と連絡を密にし、ボランティア活動のニーズ、活動状況、留意事項等のボランティアに関する情報収集に努めるとともに、その活動を支援するため、必要な対策を実施する。

エ 義援物資の募集、配分等

義援物資については、県が町から報告される活動情報等により被災地のニーズを集約し、必要があると認められるときは、一般に募集する。

その際は、県は集積地を定め、運送関係団体の協力を得て必要な地点に輸送し、配分する。

オ 活動状況等の情報の共有化

中国地方整備局は、関係機関等との間で水質汚濁防止連絡会議等を適宜開催し、事故情報、流出油等の漂流状況・回収状況、防除方針、それぞれの機関の活動状況等について情報交換を行い、これらの情報について共有化を図る。

また、県は、県現地事務所（県土整備事務所等）を通じて関係市町村及び管轄（管理）区域を持つ防災関係機関から活動情報を集約し、防災関係機関等へ迅速かつ的確に伝達する。伝達は、定期的に（伝達間隔についてはその都度定める。）、原則としてファックスで行う。

(2) 回収油等の運搬・処理

ア 回収油等の位置付け

河川敷又は湖岸に漂着した油等を回収し、一時保管場所等に集積された廃油等については、船舶所有者又は車両所有者等の事故原因者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われる。

したがって、廃油等の収集運搬及び処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理基準に従い、適正に処理する。

イ 油処理等に関する情報の収集提供

県は、回収された油等の量、処理作業の状況等を把握するとともに、他県、関係業界団体等の協力を得て、回収した油等の貯留・搬送に従事可能な事業者及び回収した油等の処理施設、当該受入れ可能量等の情報を収集・整理し、船舶所有者等の関係者に対し提供等を行うなど必要な支援を実施する。

ウ 漂着油等の回収方法及び処理方法

河川敷又は湖岸に漂着した油等の回収方法については、回収油等の性状によって処理の方法（焼却処理、管理型最終処分場における埋め立て処理等）が異なるため、専門家による指導あるいは助言を得て、効率面だけではなく、処理方法を考慮した上で、回収方法を決定する。

なお、漂着油等が付着した砂の重機による回収方法は、効率的ではあるが回収後の処分が

困難となることに留意する必要がある。

エ 回収油等の保管方法

ドラム缶等の集積保管場所については、回収後の運搬方法及び産業廃棄物処理施設への搬出方法（車両輸送、鉄道輸送又は船舶輸送）並びに近隣地域住民の生活環境保全上の観点から選定すること。

また、ドラム缶によって保管する場合には、回収油等の飛散流出、地下浸透及び揮発の防止並びに運搬中における流出防止のために、ふたを閉める等により密閉すること。

なお、季節によっては気象条件等により集積保管場所から処分先への搬出が計画どおりに進まず時間を要する場合も考えられるため、十分な保管場所を確保する必要がある。

オ 再生利用の検討

回収された廃油、油混じりの砂等で、再生利用が可能なものは再生利用に努める。

(3) 環境対策

ア 環境対策の実施

初期評価の段階から水質・底質、水産資源、水鳥、植生等に関する総合的な環境対策検討委員会を設置し、事故の影響の実態把握、環境復旧対策、野生生物救護対策、史跡名勝天然記念物対策等の方針を決定し、この対応方針に基づき防災関係機関が連携して環境対策を実施する。

なお、環境対策の実施に当たっては、各専門家による指導・助言等の活用を図る。

イ 健康調査の実施

油等の漂着直後は、油等の揮発性成分の異臭による健康への影響が考えられるため、住民、ボランティア等の防除活動従事者に対する健康調査を実施するとともに、大気調査を実施する。

ウ 国との連携

環境調査に当たっては、国（環境省、水産庁等）が実施する調査との連携を密に図る。

(4) 風評対策

ア 連絡会議の設置

県は、風評による観光客離れ、水産物の消費者離れ等を防止するため、流出油等事故発生直後から漁業関係者、商工観光業関係者、報道機関等の協力を得て風評対策連絡会議を設置し、対策の方針を決定する。

イ 風評対策の実施

流出油等風評対策連絡会議において決定された対策方針に基づき、関係機関が協力して迅速かつ的確に次に掲げるような風評対策活動を実施する。

- a 風評の発生予測（初期段階）
- b 風評の実態把握
- c 風評による観光、消費への影響調査
- d 風評に対応するための客観資料の収集
- e 風評による被害を被った中小企業に対する緊急融資
- f 各種メディアを通じたキャンペーン活動等

(5) 補償対策

ア 県における対応

(ア) 補償対策部門の設置

補償対策を円滑に進めるため、関係各課で構成する補償対策部門を設置し、当該事故に適用される補償制度及び請求先の把握、油等の防除措置に係る経費の把握、予算措置・支払方法等の検討、補償請求方針の検討等を行う。

(イ) 弁護士への委任の検討

相手方との間で請求内容に争いがある場合など必要と認められる場合には、補償事務の一部について弁護士への委任の検討を行う。

(ウ) 補償請求

できるだけ早い時期に保険会社等補償関係者との打ち合わせあるいは説明会を開催し、基本的事項等の確認と具体的な請求方法について協議する。これを受けて、順次補償請求を実施していく。

イ 関係機関における対応

中国地方整備局、町、漁業関係者、商工観光業関係者等の関係機関は、保険会社等補償関係者からの情報収集に努めるとともに、作業内容及び経費の把握、写真等の証拠書類を整備し、補償請求を行う。

また、補償の早期実現を図るため、できる限り早期に請求を行うよう努める。

ウ 関係機関の連携

中国地方整備局、町、県、漁業関係者、商工観光業関係者等の関係機関は、補償請求について相互の連携を図るため、会議の開催等を行うことにより補償対策について情報の交換、補償請求の請求方針等の確認を行う。

(6) 情報の発信、問い合わせ処理

ア 情報発信活動

(ア) 各種情報の収集・整理

県は、防災関係機関との情報交換を密にし、流出油等事故対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

(イ) 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、町及び県、指定行政機関、公共機関、関係事業者等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

イ 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節 災害復旧

第1 基本的な考え方

被災地の復旧は、被災者、住民等の生活支障の解消を支援し、環境に配慮した施設の復旧を図るとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。

第2 災害復旧対策

1 被害回復活動の推進体制の確立

町及び県は、油流出等による各種被害からの回復を総合的に推進する必要があると認められるときは、関係部課で構成する被害回復推進会議を設置し、災害復旧対策の基本方針等を検討する。

2 被災事業者、住民等の復旧支援

町及び県は、流出油等により被害を受けた漁業関係者、商工観光業関係者、住民等の回復を支援するため、総合的な相談窓口の設置、各種資金の貸付等の実施、必要に応じた租税の徴収猶予又は減免措置を実施する。

3 被災公共施設等の復旧

国、町及び県は、迅速かつ円滑に被災した河川管理施設等の公共施設の復旧事業を行う。

なお、復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示するとともに、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずる。

4 事後の監視等の実施

町及び県は、流出油等の防除措置終了後も必要に応じて、防災関係機関と連携の上、パトロール、環境影響調査、財産の被害の調査等を実施する。

特に、流出油等事故による生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することから、水質、底質、野生生物等への影響の調査を段階的・継続的に実施し、必要に応じて適切な措置を講じる。

第2章 航空災害対策計画

第1節 災害予防

第1 基本的な考え方

本町の上空を飛行中に墜落炎上等の事故が発生することもあるため、航空機による災害に対する的確な対応が行えるよう、国・県及び関係機関との連携を図り、情報収集・伝達体制及び防災体制の整備を図る。

この航空災害対策計画に定めのない事項については第2編「風水害対策計画」による。

第2 災害情報の収集・連絡体制の整備

1 基本的事項

航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模災害が発生した場合には、多種多様な災害情報を伝達する必要がある。よって、町、県及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するために、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ無人航空機、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

2 総合防災情報システムの活用

総合防災情報システムを活用して災害情報を収集し、端末が設置された市町村及び関係機関へ的確に伝達できるよう、日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

第3 災害応急活動体制の整備

1 基本的事項

航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に効果的な応急対策を実施できるよう、町、県及び防災関係機関は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立する。

2 広域応援協力体制の整備

(1) 共通

航空災害発生時には、空港管理事務所、消防本部、警察本部、医療機関、自衛隊、航空会社、航空関連会社等相互の連携体制が重要であることから、これらの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、平常時より連携を強化しておく。

また、町及び県等は、所要の資機材の調達等に関する応援体制の充実に努める。

(2) 警察本部

警察本部は、広域緊急援助隊の運用に関し、平素から警察庁及び中国四国管区警察局と緊密な連携を図り、事故発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。

(3) 消防本部

消防本部は、「島根県消防広域相互応援協定書」に基づき派遣する応援隊等による消火人命救助活動等の支援体勢の整備に努める。

第4 資機材の整備

航空災害が発生した場合には、多くの傷病者を生ずるのが通例であることから、レスポンスタイム（救難及び消防本部に対する最初の通報（呼び出し）から救難及び消防車両が事故に対して最初の効果的活動の開始までに要した時間）を短くすることが重要であり、そのために有効な救急自動車、医薬品等の防災装備・資機材等の整備を推進する。

第5 防災訓練

1 基本的事項

航空災害発生時には、県、市町村、防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより災害応急対策活動を実施するが、これらの応急対策活動が円滑に行われるよう、機関相互に連携した防災訓練を実施する。

2 総合防災訓練

県、空港管理事務所、市町村、消防本部、警察機関、医療機関、自衛隊、海上保安官署、航空会社、航空関連会社等は、各機関相互の緊密な協力・連携体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図るため、一体となって、初期活動訓練や各防災機関の連携訓練など災害応急対策について実践的で実効性のある総合的な防災訓練を実施する。

また、消防本部は、消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等関係機関と一体となった消防訓練を実施する。

さらに、県、市町村、医師会、日赤、薬剤師会等の医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。

3 防災訓練の事後評価

防災訓練実施後は、訓練参加者の意見を収集するなどの方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき防災体制や防災活動要領等の改善について検討する。

第2節 災害応急対策

第1 基本的な考え方

航空災害が発生した場合、災害の発生場所や時間帯等によって様々な防災活動需要や活動上の制約が生ずる。また、空港管理事務所のほか、町、消防本部、医師会、日赤、地元住民、ボランティアも含む数多くの機関、団体が関与する。

従って、空港管理事務所ほか、町、県等の各防災機関は、収集・連絡された情報に基づき、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、直ちに必要な活動体制をとるとともに、これら防災関係機関は、緊密な連携の確保に努める。

第2 災害情報の収集・伝達

1 基本的事項

町、県及び防災関係機関は、航空災害時において、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達することに努める。

航空災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

(1) 被災地の情報収集支援

被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となる。そのため現地災害対策本部からの支援はもとより、周辺の機関又は県、市町村等から人員を派遣し、積極的な情報収集を行う必要がある。

2 情報管理（通信連絡）体制の確立

(1) 県

航空災害発生時の迅速、的確な情報の収集及び伝達を図るための通信手段の確保については、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、電話の優先利用、各防災関係機関の専用電話及び無線通信施設等を利用し、防災関係機関相互の災害応急対策活動の円滑な遂行を図るものとする。

(2) 町

ア 町の情報管理体制の確立

航空災害発生時の町の通信連絡系統としては、町防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか、NTT一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む）を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

イ 町の情報連絡手段の確保

航空災害発生時の町の無線通信連絡体制として、町防災行政無線や地域防災無線等をはじめ、防災相互無線等を含めた効果的な運用体制を確立する。

また、NTT一般加入電話をはじめCATV、有線放送電話等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせ、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

(3) 関係機関等

ア 関係機関等の情報管理体制

関係機関等は、航空災害に迅速・的確に対処するため、各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に確保・運用し、的確に情報を収集・伝達できる体制を確立する。

イ 関係機関等の情報連絡手段の確保

関係機関等は、関係機関相互に通話できる通信連絡手段である防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

3 情報等の収集・伝達

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達などあらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

町をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

第3 災害応急活動体制の確立

1 基本的事項

航空機の墜落等の大規模な航空災害が発生した場合において、町、県、防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努める。また、町、県、防災関係機関は、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

2 町の活動体制

町は、航空機の墜落等の大規模な航空災害が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、地域防災計画の定めるところにより、速やかに航空災害対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

3 指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、航空機の墜落等の大規模な航空災害が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、法令又は防災業務計画、防災に関する計画に基づき、速やかに航空災害対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

第4 救急・救助、医療救護、捜索及び消火活動

1 基本的事項

航空災害の発生時の捜索、救急・救助、医療救護及び消火活動に当たっては、事前に県知事と島根県医師会が締結した空港医療救護に関する協定書に基づき、双方の協力の下に、救急・救助、医療救護活動を実施する。また、各空港管理事務所と各消防本部が締結した空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書に基づき、消火救難活動を実施する。

活動に当たっては、災害の発生場所（空港内での発生か、空港周辺での発生か）に応じて初動体制を確立するが、被災地が不明だが墜落の可能性があり捜索の要請を受けた場合も含めて、状

況に応じた体制や指揮系統を確立する。

2 町及び町周辺で発災した場合の救急・救助、医療救護及び消火活動

(1) 救急・救助、医療救護活動

ア 救急・救助、医療体制の確立

町及び町周辺で発災した場合の救難活動は、管轄する各消防本部が一次的にこれに当たり、空港管理事務所が必要に応じて出動する。

県は、町及び消防本部、DMAT指定医療機関、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社島根県支部等と連携を図りながら、航空災害に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、DMAT及び医療救護班の派遣など迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」による。

イ 救護所の設置

救護所の設置は、被災現場、避難場所など災害の状況等を判断し、二次的災害の危険がなく、傷病者の搬送、応急処置及び救急搬送に至便な位置とする。

ウ 医薬品・医療用資器材等の調達

県は、医薬品・医療用資器材等の要請があった場合は、災害救助に必要な医薬品・医療用資器材等の確保のため、医薬品等取扱業者等から調達し、緊急輸送する。

エ トリアージの実施

災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、緊急度に基づく治療の優先度判定（トリアージ）をし、救命措置の必要な負傷者を優先して搬送する必要がある。そのため、緊急度に基づく治療の優先度判定を行うトリアージ・タグを活用し、救護活動を実施する。

オ 負傷者の搬送

負傷者の救護のため収容を必要とする場合は、災害拠点病院を中心に収容し、該当機関のない地区については関係医師会等の協力を求める。

県及び関係機関は、応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の施設等への後方搬送については、収容施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等の情報を収集し、迅速に実施する。

なお、搬送能力が不足する場合は、消防団員、関係機関、国、関係県等に医療機関への搬送協力を求めるなど、連絡を密にし、効率的な活動を行う。

(2) 搜索

警察本部、消防本部は、墜落現場が不明の場合又は航空機の行方が不明になるなど航空災害発生のおそれがある場合、ヘリコプター、船舶等を活用して、搜索活動を実施する。搜索は、人命危険の大きい場所から順次実施し、生存者等の迅速な発見に努める。

市街地に航空機が墜落した場合は、航空機搭載燃料が周辺に飛散し、これに引火するため、瞬時に大火面が形成され、大規模市街地火災に発展する危険があるとともに、民家及び航空機内には、多数の要救助者がいることも予想されるので、覚知と同時に多くの消防隊を結集して、人命救助、避難誘導及び市街地火災の延焼防止を重点的に、消火活動を実施する。

(3) 消火活動

ア 県の消火活動体制

空港周辺で火災が発生した場合、管轄する各消防本部が一次的にこれに当たり、必要に応じて空港管理事務所が出動する。

県は、災害現場の状況を迅速かつ的確に把握するため、防災ヘリコプターによる上空から

の被害調査を行う。その際、ヘリコプターテレビ電送システム等による画像情報を活用する。
また、大火が予想されるときは、直ちに関係市町村に対し、防御の措置を講ずるよう指示する。

イ 町、消防本部の消火活動

航空機火災の消火活動は、火災が特異な様相を呈するため状況判断がしにくいこと、ほとんどの火災が人命危険を伴った油火災であり、迅速な行動と高度な技術を持って対処しなければならないこと、空港消防隊その他の関係機関と緊密な連携活動が要求されること等から極めて困難なものとなる。従って、消防活動に当たっては、乗客、乗員及び付近住民の人命救助に主眼を置き、空港消火救難隊との緊密な連携のもとに、住宅等周囲の消防対象物への延焼防止を図る。

ウ 広域消防応援体制

消防本部は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力をあげ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、関係機関等と効果的に連携し、消防活動を実施する。

(ア) 島根県消防広域相互応援協定による応援

航空機火災の発生により所轄する市町村等の消防力で火災の防御が困難な場合には、被災市町村・消防一部事務組合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。

(イ) 緊急消防援助隊等による応援

航空機火災に関する情報を収集した結果、県内の消防力を結集しても火災の防御が困難であると認められる場合、知事は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を求める広域航空応援等の要請を行う。

エ 消防団の活動

消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動し、消防団長は、現場指揮本部において消防団の指揮に当たる。消防団隊は、消防署隊との連携を密にし、消防活動に従事する。

4 油流出・漏洩、水質汚濁等への対応

県（防災部防災危機管理課）、消防本部及び空港管理事務所は、航空災害に伴って生じた機体からの油流出、漏洩や河川等の水質汚濁に対する防除活動を実施する。

第5 交通の確保

1 基本的事項

航空災害発生時には、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し、緊急輸送等の支障が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

2 交通規制の実施

(1) 交通規制の実施方法

警察本部は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

(2) 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあっては警察機関へ、警察機関にあっては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとま

がないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

(3) 迂回路等の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示するなどの方法によって一般交通に対し、できる限り支障のないように努める。

(4) 規制の標識等

交通規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

(5) 規制の広報・周知

実施者は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに日本道路交通情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底する。

(6) 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断を行い、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに関係機関に連絡する。

第6 災害広報等

1 基本的事項

航空機の墜落等の大規模な航空災害が発生した場合には、町、県、消防本部を中心に、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

2 災害広報の実施

(1) 情報発信活動

ア 各種情報の収集・整理

県は、関係機関との情報交換を密にし、航空災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、町及び県、指定行政機関、公共機関、航空運送事業者等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3章 道路災害対策計画

第1節 災害予防

第1 基本的な考え方

道路構造物の被災等による災害を未然に防ぐため、道路の安全確保、災害応急・復旧体制の整備、防災知識の普及・啓発等の基本的な対策を推進する。

この道路災害対策計画に定めのない事項については第2編「風水害対策計画」による。

第2 道路の安全確保

1 道路交通情報の充実

(1) 気象情報等の活用体制の整備

町及び県等には、気象台から伝達される各種気象情報等を有効に活用できるよう、総合防災情報システムによりリアルタイムでの気象情報等の伝達体制が整備されているが、関係職員がこれらの情報を道路災害対策に有効に活用できるよう習熟に努める。

(2) 道路情報伝達体制の整備

ア 現状

道路利用者に異常や災害発生危険の情報を提供するため、警察本部では、道路管理者との間で高速道路及び一般道路における情報提供装置の利用マニュアルを締結し、道路管理者と連携して情報板等を利用した情報提供を実施している。

道路管理者においては、情報提供施設（情報案内板、路側通信機器）により道路利用者に対し、交通規制状況あるいは迂回路等の道路災害情報の提供を行っている。

また、県等関係機関は、県総合防災情報システムにより現地から報告された道路情報に基づき道路等交通に関する不通区間、通行規制等の状況管理ができる。

イ 対策

交通規制状況、迂回路等の道路災害情報を正確かつ迅速に道路利用者に提供する情報案内板や道路情報ラジオ、VICSを中心とした路側通信機器の整備を進める。

また、警察本部との連携方法、総合防災情報システムの活用方法など現行の体制を検証し、道路管理者と警察本部は連携して、体制の充実に努める。

2 道路施設等の整備

(1) 道路施設等の監視・点検体制の整備

ア 現状

県（土木部）では、通常時、夜間時及び異常時の道路パトロールを実施し、道路施設の現状の把握に努めている。

イ 対策

道路パトロールについては、特に、夜間の事故発生時などにおいて迅速な対応が可能か検証するとともに、各道路管理者と連携を図り、県土整備事務所におけるパトロール、応急復旧体制、また道路管理連絡員制度や道路防災ボランティア制度などとも併せ、より一層の体制の整備を進める。

(2) 災害防除事業の実施

ア 現状

県（土木部）では、異常気象により突発的に発生した落石や斜面崩落の対策を優先しつつ、道路防災危険箇所の予防対策を計画的に行っている。

イ 対策

県（土木部）は、各種点検により判明した危険箇所の内、危険度が高く、緊急性の高い箇所から対策を進め、早急に対策事業を完了させ、道路における災害の予防のため必要な施設の整備をより一層進める。

第3 災害応急・復旧体制の整備

1 情報の収集・伝達体制の整備

(1) 関係機関相互の連携の確保

ア 現状

「中国地方道路情報連絡協議会」において、各道路管理者（国土交通省、島根県、西日本高速道路株式会社、隣接県等）相互の連携の確保を図っており、各種情報を収集し伝達する体制が確立されている。

イ 対策

各道路管理者は、災害発生時に速やかな応急対策を実施するため、国、町、県、消防本部、警察本部、日赤、医師会などとも連携を図り、より一層の情報の収集・伝達体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制を確立する。

(2) 情報収集システムの整備

ア 高速道路や国道9号・54号等の国土交通省管轄道路を中心に通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するための交通監視カメラ、車両感知器等を整備する。

イ 県防災ヘリコプター及び警察用航空機による目視又はヘリコプターテレビ電送システムを活用することにより、被害状況等の情報収集に活用できるが、より一層機動的な情報収集活動のため、その他の車両、航空機等の多様な情報収集手段を整備する。

(3) 通信体制の整備

各道路管理者は、既存の道路情報連絡体制を活用し、情報通信システムの強化を図る。また、情報を確実に通信できるよう、有線回線だけでなく防災行政無線や国土交通省マイクロ回線等の連絡回線の相互利用等による通信ルートの複数化や停電対策の検討を行う。

また、県、市町村、各道路管理者等は、平常時において無線通信設備の点検を実施するとともに、連携して通信訓練等を行うなど、災害時の通信手段の整備を推進する。また、トンネル内において利用者がより迅速・正確に通報できるよう非常通報設備の整備を推進する。

(4) 情報管理体制の確立

ア 現状

日本道路交通情報センターにおいて各道路管理者の事故等の情報は集約され、県（土木部）、警察及び道路利用者への情報提供が図られている。

また、町、県、消防本部等は、県総合防災情報システム、衛星通信ネットワーク等によりヘリテレ映像による被害情報の共有化ができる。

イ 対策

各道路管理者、関係機関等が情報を共有できるよう、ヘリコプターテレビ電送システム等

の情報の収集・伝達体制の一層の整備を推進する。また、県内部においては、防災危機管理課への情報の集約体制を明確にするなど、県の情報管理体制を整備する。

2 組織体制の整備

(1) 防災関係機関相互の連携体制の強化

ア 各道路管理者

各道路管理者相互においては、中国四国地方道路情報連絡協議会を設けて、相互の連携の確保に努めているところであるが、協定の締結等を進め、応急・復旧活動において確実に相互応援を図ることができるような体制に連携を強化していくことを検討する。

また、各道路管理者は、警察、自衛隊等と災害時における協力体制や役割分担について事前に協議しておく。

イ 警察機関

警察においては、警察庁中国管区警察局が管区5県の応援体制として広域緊急援助隊を整備し、5県で被害発生都市を想定した広域交通規制の訓練を実施するなど、緊急時の広域的な救助活動等の体制を整備している。体制を検証し、今後も広域応援体制の一層の整備を進めていく。

ウ 消防本部

県内の各消防本部は、相互応援協定を締結し、災害時の救助活動等の支援体制の整備を図っている。今後は、隣接県の消防本部等とも協定を締結し、体制の強化を図る。

エ 自衛隊

県（防災部防災危機管理課）は自衛隊への災害派遣要請については、情報収集、意思決定要領などの整備を進める。

また、道路災害において、どのような分野（偵察、消火、救急・救助等）について自衛隊に派遣要請をするのか、平常時よりその想定を行い、自衛隊に連絡しておく。

3 救急・救助、医療救護及び消火活動体制の整備

(1) 救急・救助活動

県及び各消防本部は、必要な救急車等の車両、ヘリコプター、道路災害に対応した救急・救助用資機材等を検証し、必要性に応じ、順次、整備を進める。

(2) 医療救護活動

ア 関係機関相互の連絡・連携体制の整備

医療救護活動において、各道路管理者等は、消防本部、医療機関、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、島根県看護協会などとの連携を強化し、体制の整備に努める。

イ 医薬品、医療用資器材等の整備

各関係機関は、医療用資器材・医薬品等を整備するとともに、道路災害時の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

(3) 消火活動

消防本部は、道路災害における消火活動について、沿道の各消防本部相互及び道路管理者等と平常時より連携体制の強化を図り、災害時の活動に備える。

4 交通の確保・緊急輸送体制の整備

(1) 交通誘導体制

警察本部は、災害時の交通規制を円滑に行うため、交通誘導等に関し(社)島根県警備業協会と協定を締結しているが、各種訓練等を実施し、協定の実効性を高める。

(2) 広報体制

警察本部は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務については、適宜、広報して対応しているが、あらかじめそれらを広く周知する体制を検討する。

(3) 緊急通行車両の事前届出

各道路管理者は、災害応急対策活動の円滑な推進のため緊急通行車両の事前届出をしておく。また、県は、地方公共団体等の防災関係機関の緊急通行車両の確保のため、必要な車両について届出の促進を図る。

県公安委員会は、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、該当すると認められるものには、「緊急通行車両等事前届出済証」「規制除外車両事前届出済証」(以下「届出済証」という。)を交付する。届出済証の交付を受けた車両については防災部防災危機管理課、支庁県民局・各県土整備事務所・県央県土整備事務所大田事業所、警察本部、各警察署、高速道路交通警察隊又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両である旨の確認を受けることができる。

防災部防災危機管理課及び県公安委員会は、確認手続きの具体的な運用について所要の調整を図っておく。

5 危険物等流出防除活動体制の整備

消防本部においては、高圧ガス、火薬類等について事故取扱要領が整備されているが、それ以外の危険物等取扱施設については適宜対応する体制となっている。

町、県、各消防本部及び道路管理者は、各種の危険物等の流出時に適切な防除活動が行えるよう検証し、必要な資機材の整備を進める。

6 応急復旧活動体制の整備

県及び道路管理者は、災害時の道路啓開や応急復旧に関しては、各道路管理者が適宜、業者を選定して対応しているが、迅速・的確に活動を実施するため、必要な資機材を確保しておくとともに、建設業協会等との協定の締結等により、必要な人員・資機材を確実に活用できる体制を整備しておく。

また、必要に応じ、重要な施設の構造図等の資料の整備も進める。

第4 防災知識の普及・啓発

道路管理者等は、道路利用者に対して、通常の交通安全に関する広報を実施しているが、道路災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報紙の活用など様々な方法・機会を通じ、道路災害に際しての対応等の防災知識の普及・啓発に努める。

第2節 災害応急対策

第1 基本的な考え方

道路構造物の被災等により災害が発生した場合の各種応急対策を実施する。

第2 災害情報の収集・伝達

1 事故情報等の連絡

県管理道路については、大規模な事故、災害等の発生時には、県土整備事務所から道路維持課へ総合防災情報システム等により伝達し、道路維持課からは、国土交通省関係各課、中国地方道路情報連絡協議会、県防災危機管理課・広聴広報課（防災危機管理課への通報は第1次災害体制から）及び日本道路交通情報センターへ総合防災情報システム又は一斉ファックスで通報する。

各道路管理者は、「中国地方道路情報連絡協議会」における連絡体制に基づき、相互の情報交換を迅速かつ的確に図る。

2 被害情報等の収集・伝達

(1) 関係省庁等への報告

道路管理者は、国土交通省へ被害状況を連絡する。県も迅速に道路管理者及び市町村等から被害規模について概括的な情報を把握し、消防庁に報告し、必要に応じ関係省庁に連絡する。

(2) 総合防災情報システムによる伝達

県（土木部）等は、体制を確立し、総合防災情報システムにより交通管理情報を入力し、必要な関係機関へ迅速な情報伝達に努める。

(3) 関係機関への情報伝達

道路災害の情報について、県（土木部）は、自衛隊、警察本部など、その時点で特に伝達する必要がある機関に対し、優先してきめ細かい情報を伝達するなど、その対応に努める。

(4) 航空機、ヘリコプター等による情報収集

自衛隊の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプターテレビ電送システム等を活用して被害情報等を収集する。

第3 災害応急活動体制の確立

1 基本的事項

大規模な道路災害が発生した場合において、町、県、防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

2 町の活動体制

町は、道路災害が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、地域防災計画の定めにより、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

3 指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、道路災害が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、法令又は防災業務計画、防災に関する計画に基づき、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

第4 救急・救助、医療救護及び消火活動

1 救急・救助活動

(1) 道路管理者の体制

各道路管理者は、警察本部、町、消防本部等と連携し、迅速に救出・救助体制を確立し、救急・救助活動を実施する。

(2) 応援要請

県は、道路災害による被害が甚大であり、県をはじめ町や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、他の都道府県及び市町村、消防本部に広域応援要請を行い、救出救助を行う。

2 医療救護活動

県は、町及び消防本部、DMAT指定医療機関、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社島根県支部等と連携を図りながら、道路災害に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、DMAT及び医療救護班の派遣など迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」による。

3 消火活動

(1) 消防本部の体制

各消防本部は消火活動の必要がある場合、迅速に消防体制を確立し、消防活動を実施する。

(2) 道路管理者の体制

各道路管理者は町、消防本部等の要請により、初期消火活動に協力することを求められた場合、迅速に協力体制を確立し、消防本部との連携について調整し、活動を実施する。

(3) 他の消防本部に対する応援要請

ア 島根県消防広域相互応援協定による応援

所轄する市町村等の消防力では、道路災害による火災の防御が困難な場合、被災市町村・消防一部事務組合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請を行う。

イ 緊急消防援助隊等による応援

知事は、県内の消防力を結集しても、道路災害による火災の防御が困難であると認められる場合、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を求める広域航空応援等の要請を行う。

(4) 自衛隊の災害派遣要請

知事は、道路災害により生じた火災を町、県、各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合、自衛隊災害派遣要請により、自衛隊のヘリコプターなどによる空中消火活動を要請する。

第5 交通の確保・緊急輸送活動

1 基本的事項

道路災害発生時には、道路交通事情の悪化等による交通渋滞が発生し、救急・救助、消火活動等への支障が予想される。このため、迅速かつ適切に交通規制を実施することにより、救急・救助、消火活動等のための交通を確保する。

2 交通規制の実施

(1) 交通規制の実施方法

警察本部は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

(2) 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあっては警察機関へ、警察機関にあっては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

(3) 迂回路等の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示するなどの方法によって一般交通に対し、できる限り支障のないように努める。

(4) 規制の標識等

交通規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

(5) 規制の広報・周知

実施者は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに日本道路交通情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底する。

(6) 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断を行い、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに関係機関に連絡する。

3 緊急輸送手段の確保

(1) 確保順位

- ア 応急対策実施機関所有の車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 貨物自動車運送事業者等の営業用車両
- エ その他の自家用車両等

(2) 貨物自動車運送事業者等の営業用車両、災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、県トラック協会等に対し、貨物自動車運送事業者の保有する営

業用車両等の応援を要請する。

- (3) 災害応急対策実施機関の長は、車両等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

- ア 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
- イ 輸送を必要とする区間
- ウ 輸送の予定日時
- エ その他必要な事項

第6 危険物等流出に対する応急対策

危険物等流出事故が発生した場合は、道路管理者及び消防本部が事故対応を実施するが、道路管理者は、消防本部のほか警察等関係機関と密に連絡をとり、初動段階から相互に連携した防除活動、避難誘導活動等を実施し、危険物等による二次災害の防止に努める。

第7 災害広報等

1 基本的事項

道路災害が発生した場合には、道路管理者を中心に、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

2 災害広報の実施

(1) 情報発信活動

ア 各種情報の収集・整理

県は、関係機関との情報交換を密にし、道路災害対策に関する各種情報を収集・整理する。
この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達されている可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び市町村、指定行政機関、公共機関、航空運送事業者等は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節 災害復旧

第1 復旧事業

道路管理者は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を実施する。大規模災害時において、復旧のための資機材や人員が不足する状況下では、優先順位（第1次、第2次、第3次の緊急輸送道路の順）を付けながら実施するなど規模に応じた対応を実施し、早急な復旧に努める。

なお、応急復旧の優先度については、ネットワークとしての通行機能が十分に確保できるような手段で設定する。

また、応急復旧を円滑に遂行するために、通行を禁止又は制限している区間における道路情報について、道路利用者に対して積極的な広報等を行う。

第2 緊急点検

復旧事業と併せて、被災箇所以外の道路施設について、再発防止のための緊急点検を実施する。応急復旧活動とは別に、点検に必要な体制を確立できるように努める。

第4章 危険物等災害対策計画

第1節 災害予防

第1 基本的な考え方

危険物等災害による被害を未然に防ぐため、危険物等関係施設の安全性の確保、災害情報の収集・伝達体制の整備、災害応急活動体制の整備、防災知識の普及・啓発に係る基本的な対策を推進する。

この危険物等災害対策計画に定めのない事項については第2編「風水害対策計画」による。

第2 危険物等関係施設の安全性の確保

1 基本的事項

県及び消防本部は、危険物等災害を未然に防止し、被害拡大防止対策を講ずるため、危険物等施設の安全性の向上を図るとともに、危険物等施設の管理者に対し自主的な保安体制を強化するなどの防災指導を推進する。また、危険物等施設の管理者は、危険物等施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

2 消防法に定める危険物

過去の災害事例に基づき、消防法及び関係法令が改正され、施設の設置基準は強化されており、災害に対する構造上の安全対策は講じられているが、老朽化や管理的要因により危険物等災害が発生する場合があるので、県及び消防本部は実態把握に努めるとともに、関係事業者に対する指導の強化や予防思想の徹底など普及・啓発を図る。また、危険物等施設の管理者にあっては自主的な保安体制の強化に努める。

3 高圧ガス施設

(1) 予防計画

ア 保安指導、保安教育

県及び消防本部は、ガス等の災害を防止し、公共の安全を確保するため、関係法令（高圧ガス保安法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）に基づき、保安検査・立入検査等により適正な保安管理を指導する。

(ア) 高圧ガス製造、販売、貯蔵、移動、消費、容器の製造及び取扱

(イ) 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス保安統括者・保安係員等が非常時にとるべき措置

イ 自主保安体制の確立

事業所は、火災、ガス爆発の災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

(ア) 定期自主検査を行い、必要事項を保存

(イ) 防災設備の維持管理、整備及び点検

(ウ) 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動

(エ) 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

4 毒劇物取扱施設

(1) 施設の現況

毒劇物取扱施設の現況については、奥出雲町地域防災計画（資料編）「災害応急資料」参照

(2) 予防計画

町・県は、毒劇物取扱施設の実態把握に努める。県は立入検査等法令に基づく規制の強化に努めるとともに事業者に対して流出防止対策の強化を指導する。

- (ア) 研修会等での防災教育の徹底
- (イ) 立入検査時の施設の安全化の指導
- (ウ) 毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動体制の整備
- (エ) 緊急連絡、資材確保等の応急マニュアルの整備
- (オ) 治療方法を記した書類の整備

5 火薬類施設

(1) 予防計画

ア 保安指導、保安教育

県及び消防本部は、火薬類の災害を防止し、公共の安全を確保するため、火薬類取締法に基づく保安検査・立入検査等により適正な保安管理を指導する。

- (ア) 島根県火薬類保安協会連合会の協力のもとに、火薬類取締保安責任者講習会等を随時開催し、非常時にとるべき措置等災害対応及び予防の教育に努める。
- (イ) 火薬類取締事業者が定める保安教育計画の認可に際し、災害対応及び予防の観点から十分な指導を行う。

イ 自主保安体制の確立

火薬類取締事業者は、災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

- (ア) 火薬庫の所有（占有）者は、年2回以上定期自主検査を実施
- (イ) 緊急時の関係機関に対する通報体制の確立
- (ウ) 防災設備の維持管理、整備予備点検
- (エ) 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

第3 災害情報の収集・伝達体制の整備

1 基本的事項

危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。

このため、町、県、消防本部及び関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ無人航空機、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

2 情報通信設備の整備

(1) 情報収集伝達機器の整備等

町及び県（防災部、健康福祉部）は、危険物等取扱施設及び毒劇物取扱施設において災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方

法等について習熟を図る。

移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。

通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備する。

(2) 情報収集・連絡要員の指定

県（防災部防災危機管理課）は、専門機関等大規模・特殊災害時の支援要請先について、その把握に努める。県及び消防本部は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、災害現場で情報の収集・連絡に当たる担当員をあらかじめ選任する。

3 総合防災情報システムの活用

県は、危険物等災害が発生した場合は、電話等の通信手段以外に、総合防災情報システムを利用し、消防本部等関係機関より情報を収集・伝達するほか、必要に応じ防災ヘリにより情報収集を図る。また、県及び関係機関は、日常業務又は訓練を通じて、総合防災情報システムの使用方法等について習熟を図る。

第4 災害応急活動体制の整備

1 基本的事項

各危険物等施設並びにその周辺及びそれ以外の地域において、危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに、効果的な応急対策を実施できるよう、町、県及び防災関係機関は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立する。

2 防災組織の整備

(1) 防災組織の整備

危険物等災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部設置要領等を整備する。

(2) 応急活動マニュアル等の整備

関係課及び各危険物等施設管理者は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第5 防災資機材の整備

1 防災資機材の整備

町、県（健康福祉部）、警察本部、消防本部、危険物等施設管理者及び関係機関は、各種危険物等の性質に応じ、必要な防災資機材の整備を図る。

2 防災資機材等配備情報の収集・提供

県（防災部防災危機管理課、各部局）は、総合防災情報システム等を用いて、関係課、危険物等施設管理者及び関係機関への防災資機材等の配備状況について、情報の収集及び提供を行う。また、大規模・特殊災害に対応するため、県外の防災資機材についても情報を収集する。

第6 防災知識の普及・啓発

関係課・機関は、これまでも通常の保安・交通安全に関する広報を実施しているが、危険物等災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報誌紙の活用など様々な方法・機会を通じ、防災知識の普及・啓発に努める。

第2節 災害応急対策

第1 基本的な考え方

危険物等災害が発生した場合における各種応急対策を実施する。

第2 災害情報の収集・伝達

危険物等災害への対応を効果的に実施するためには、危険物等の種類、性状、量、拡散状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係各課・機関間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠である。

そこで、関係各課・機関は、危険物等災害発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携の下に、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

伝達系統としては、その状況下において最も迅速かつ確実な手段により行うが、県防災情報システムを有効に使用することとする。また必要に応じ防災ヘリを運用し情報収集を図る。

なお、総務省消防庁「危険物災害等情報支援システム」を活用することにより、危険物等災害の発生に際して迅速に危険物の種類に応じた物性や特質、対処方法を把握できるため、このシステムを極力活用する。

第3 災害応急活動体制の確立

1 基本的事項

危険物等災害が発生した場合、町、県、防災関係機関は、一致協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

2 町の活動体制

町は、危険物等災害が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、地域防災計画の定めにより、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

3 指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、危険物等災害が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、法令又は防災業務計画、防災に関する計画に基づき、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

第4 危険物等の漏洩・拡大防止活動

1 基本的事項

危険物等が流出・漏洩した場合は、施設管理者が初期対応を実施するが、対応しきれない場合などにおいては、施設管理者は、消防本部のほか警察本部、道路管理者等関係機関と協力し、防除活動、避難誘導活動等を実施し、危険物等による被害の拡大防止に努める。

専門機関職員・資機材等を早急に派遣・搬送する必要がある場合は、警察による車両の先導又は防災ヘリ等を利用する。

2 河川への流出

県又は中国地方整備局は、ヘリコプター等を用いて独自に情報収集する。

3 道路上への流出

道路上へ危険物等流出事故が発生した場合は、消防本部が事故対応を実施するが、対応しきれない場合などにおいては、道路管理者は、消防本部、警察本部等関係機関と密に連絡をとり、初動段階から相互に連携した防除活動、避難誘導活動等を実施し、危険物等による二次災害の防止に努める。

第5 救急・救助、医療救護及び消火活動

1 基本的事項

危険物等災害が発生した場合の救急・救助、医療救護及び消火活動に当たっては、各危険物施設管理者と消防本部が協力して消火救難活動を実施する。

2 救急・救助活動

(1) 危険物等施設管理者の体制

各危険物等施設管理者は、県、警察本部、町、消防本部等と協力して救出・救助活動体制を迅速に確立する。

(2) 応援要請

県は、県のみでは医療救護班が不足すると認める場合は、中国5県又は中国・四国9県災害時相互応援協定等に基づき応援を要請する。その他の都道府県については、厚生労働省を通じて救護班の派遣を要請する。

3 医療救護活動

県は、町及び消防本部、DMAT指定医療機関、島根県医師会、島根県看護協会、日本赤十字社島根県支部等と連携を図りながら、危険物等災害に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、DMAT、DPAT及び医療救護班の派遣など迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県DPAT実施要領」による。

4 消火活動

(1) 消防本部の体制

各消防本部は危険物等災害に伴い消火活動の必要が生じた場合、迅速に消防体制を確立し、消火活動を実施する。

(2) 危険物等施設管理者の体制

各危険物等施設管理者は市町村、消防本部等と連携し、初期消火活動の必要が生じた場合、迅速に消火活動体制を確立し、消火活動を実施する。

(3) 他の消防本部に対する応援要請

ア 島根県消防広域相互応援協定による応援

所轄する市町村等の消防力では、鉄道災害に伴う火災の防御が困難な場合、被災市町村・消防一部事務組合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の

要請を行う。

第6 災害広報等

1 基本的事項

危険物等災害が発生した場合には、町、県、消防本部等は、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

2 災害広報の実施

(1) 情報発信活動

ア 各種情報の収集・整理

県は、関係機関との情報交換を密にし、危険物等災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達されている可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、町及び県、指定行政機関、公共機関、危険物等施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるように努める。

第3節 災害復旧

第1 復旧事業

危険物等施設責任者は、被災した危険物等施設を復旧する場合にあっては、管理者は万全な再発防止策を講じる。

第2 緊急点検

危険物等施設責任者は、施設復旧と併せて、被災箇所以外の施設について、再発防止のための緊急点検を実施する。

第5章 大規模火事災害対策

第1節 災害予防

第1 基本的な考え方

大規模な火事災害による被害を未然に防ぐための基本的な対策を推進する。
この大規模火事災害対策に定めのない事項については第2編「風水害対策計画」による。

第2 大規模な火事災害に強いまちづくり

1 災害に強いまちの形成

大規模な火事災害の拡大を防ぎ、又は被害を軽減できる災害に強いまちづくりを推進するため、関係機関は、都市等の基盤整備を進めるなど、防災環境を整備するための事業を継続して実施する。

そのため、土地区画整理事業や再開発事業等をはじめとして、各種法令・諸制度に基づく事業により既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導により適正な土地利用を進め、大規模な火事災害に備えた安全な都市環境づくりを目指す。

また、都市防火区域の整備、避難先・避難路の確保、密集住宅市街地等の不燃化、消防活動困難地域の解消、延焼遮断帯等の整備、消防水利・防火水槽等の整備、都市公園・オープンスペースの確保、広域防災拠点施設の整備などの対策を推進する。

2 大規模な火事災害に対する建築物の安全化

大規模な火事災害時には、出火状況や気象条件等により広範囲にわたる延焼・焼失等の被害が予想される。特に、庁舎、医療機関、学校等の防災基幹施設、都市・地域生活の根幹をなす上・下水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設が被害を受け機能を失うことになるとその影響は極めて大きい。このため、建築物の安全性を確保し、大規模な火事災害に強い公共施設等を整備することにより、建築物・公共土木施設等災害の防止対策を推進する。

第3 災害応急・復旧体制の整備

1 情報の収集・伝達体制の整備

(1) 火災警報等の伝達体制の整備

町は、住民に対し、火災警報等の内容及び発令されたときの措置を周知徹底しておくとともに、広く警報等を伝達できるよう必要な防災行政無線、有線放送、サイレン等の伝達手段を整備する。

(2) 総合防災情報システム等の活用体制の整備

町、県及び消防本部は、防災関係職員による総合防災情報システムの活用方法の習熟を促進するほか、火災の発見から応急活動実施過程での気象情報の収集・伝達など、大規模な火事災害に対応したシステムの活用体制の整備を進める。

(3) 画像情報の収集・伝達システムの整備

県（防災部消防総務課）及び警察本部にヘリコプターが配備されているため、ヘリコプターによる目視又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した被害状況等の収集要領の習熟に努

める。

また、町、県、消防本部等は、総合防災情報システム、衛星通信ネットワーク等によりヘリテレ映像の共有化が図られているが、その他の防災関係機関等も情報を共有できるよう、ヘリコプターテレビ電送システム等の情報の収集・伝達体制の一層の整備を推進する。

(4) 夜間・休日等における体制の整備

町、県など関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも対応できる情報の収集・伝達体制の整備を図る。

(5) 通信体制の整備

町、県、消防本部等は、現状の無線通信システム、防災行政無線システム、総合防災情報システム等の通信体制について、より一層の整備を進める。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

県においては、大規模な火事災害の状況に応じた職員の非常参集体制等の周知・徹底に努める。町においては、大規模な火事災害の規模に応じた参集配備体制を整備する。

また、大規模な火事災害に対応した職員の応急活動マニュアル等の整備について検討する。

(2) 防災関係機関との連携体制

県（各部）、警察本部、消防本部は、相互の連携を図るとともに、自衛隊への災害派遣要請の実施に備え、派遣要請要領の整備、情報収集、意思決定方法など現在の体制を検証し、あらかじめ体制の整備を進める。

3 救急・救助及び医療救護活動体制の整備

(1) 救急・救助活動

県及び各消防本部は、必要な救急車等の車両、ヘリコプター、災害に対応した救急・救助用資機材等を検証し、必要性に応じ、順次、整備を進めていく。

(2) 医療救護活動

ア 関係機関相互の連絡・連携体制の整備

医療救護活動において、町、県、消防本部は、医療機関、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会などとの連携を強化し、体制の整備に努める。

イ 医薬品、医療用資器材等の整備

各関係機関は、医療用資器材・医薬品等を整備するとともに、大規模火事災害時の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

4 消火活動体制の整備

(1) 消防水利の整備

町及び県は、大規模な火事災害に備え、消火栓のみならず、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図り、その適正配置に努める。

(2) 自主防災組織等との連携

町及び県は、消防本部、消防団、住民・自治会・自主防災組織等の災害時の連携体制について、平常時から体制の強化を図る。

特に、火災の通報や初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう、消防本部等は、火災発生時の消防活動への協力について周知しておく。

(3) 資機材の整備

町、消防本部は、消防ポンプ車等の消防用機械・資機材等の資機材の整備を進める。

(4) 被害想定の実施

町は、区域内の大規模な火事災害の被害想定を実施し、消防本部と自主防災組織等の防災訓練や災害時の消火活動に効果的な活用が図れるようにする。

5 避難収容活動体制の整備

(1) 避難誘導体制の整備

町は、避難路を確保し、日頃から住民への周知に努める。

町及び警察、消防本部は連携して、地域住民の避難指示及び避難誘導を行うため、避難計画を策定し、避難体制を整備しておく。また、その内容を事前に住民へ周知するとともに、避難行動要支援者の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施など避難対策のための対策を実施しておく。県は、町の活動の支援策等を検討する。

(2) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

ア 指定緊急避難場所の指定

町長は、法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民へ周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

(ア) あらかじめ管理者の同意を得ておく。

(イ) 木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が予想されない安全区域内に立地する施設等とする。

(ウ) 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものとする。

(エ) 都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

イ 指定避難所の指定

町長は、法令に基づく指定避難所について、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民へ周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知徹底を図る。

(ア) あらかじめ管理者の同意を得ておく。

(イ) 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設とする。

(ウ) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとする。

(エ) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものとする。

(オ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(カ) 学校を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。

- (キ) 指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

6 広域応援体制の整備

大規模な火事災害に対する消防活動が困難となる事態に備え、隣接県の市町村等とも協議し、大規模火事災害発生時の広域応援体制を整備する。

第4 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等

1 防災知識の普及・啓発活動

町及び県、消防本部等は、全国火災予防運動、防災週間、文化財防火デー等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等の活用により地域の危険性の周知や災害発生時にとるべき行動、避難行動等の防災知識の普及・啓発を図る。

また、教育機関においては、火災予防等防災に関する教育の充実を図る。

2 各種防災資料等の配布

町は、防災アセスメントを実施し、地域住民の適切な避難や防災活動の促進のため、防災マップ、地区別防災カルテ、避難時の行動マニュアル等を作成し、住民等に配布する。

3 防災訓練の実施

県は、全国火災予防運動、防災週間等において、大規模な火事災害を想定し、消防本部、町等関係機関が相互に連携した防災訓練の実施を検討する。

また、町等は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を実施するよう指導し、住民の大規模な火災発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

4 要配慮者への配慮

防災知識の普及・啓発活動や防災訓練等を実施する場合、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

第2節 災害応急対策

第1 基本的な考え方

大規模な火事災害が発生した場合における各種応急対策を実施する。

第2 災害情報の収集・伝達

1 発災直後の災害情報の収集・伝達

(1) 被害情報等の収集・連絡

町は、火災、人的被害及び建築物被害等の発生状況を把握し、総合防災情報システム等により県に連絡する。県は、町等から情報収集し、自らも被害規模について概括的な情報を把握し、消防庁に報告し、必要に応じ関係省庁に連絡する。また、警察本部は、被害に関する情報を把握し、警察庁に連絡する。

(2) 通信手段の確保

町、県及び防災関係機関は、直ちに情報収集連絡のための各種通信手段を確保する。

2 航空機、ヘリコプター等による被害状況等の把握

自衛隊の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプターテレビ電送システム等を活用して被害状況等を収集する。

第3 災害応急活動体制の確立

1 基本的事項

大規模な火事災害が発生した場合において、町、県、防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

2 町の活動体制

町は、大規模な火事災害が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、地域防災計画の定めるところにより、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

3 指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、大規模な火事災害が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施できるよう、法令又は防災業務計画、防災に関する計画に基づき、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

第4 救急・救助及び医療救護活動

1 救急・救助活動

町、県、警察本部、町及び消防本部は、迅速に救出・救助体制を確立し、関係機関と連携し、救急・救助活動を実施する。

2 医療救護活動

県は、町及び消防本部、DMAT指定医療機関、島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会、島根県看護協会、日本赤十字社島根県支部等と連携を図りながら、大規模な火事災害に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、DMAT、DPAT及び医療救護班の派遣など迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県DPAT実施要領」による。

第5 消火活動

(1) 消防本部の体制

各消防本部は消火活動の必要がある場合、迅速に消防体制を確立し、消防活動を実施する。

また、町の消防力だけでは水利の確保が困難な場合は、県は島根県生コンクリート工業組合と締結している「災害時における消防水利等の供給支援に関する協定」によりミキサー車による消防水の運搬を要請し、町の消火活動を支援する。

(2) 他の消防本部に対する応援要請

ア 島根県消防広域相互応援協定による応援

大規模な火事災害により所轄する市町村等の消防力で火災の防御が困難な場合には、被災市町村・消防一部事務組合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。

第6 交通の確保・緊急輸送活動

1 基本的事項

大規模な火事災害発生時には、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し、救急・救助、消火活動等への支障が予想される。このため、迅速かつ適切に交通規制を実施することにより、救急・救助、消火活動等のための交通を確保する。

2 交通規制の実施

(1) 交通規制の実施方法

警察本部は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

(2) 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあつては警察機関へ、警察機関にあつては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

(3) 迂回路等の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示するなどの方法によって一般交通に対し、できる限り支障のないように努める。

(4) 規制の標識等

交通規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

(5) 規制の広報・周知

実施者は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに日本道路交通情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底する。

(6) 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断を行い、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに関係機関に連絡する。

3 緊急輸送手段の確保

(1) 確保順位

- ア 応急対策実施機関所有の車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 貨物自動車運送事業者等の営業用車両
- エ その他の自家用車両等

(2) 貨物自動車運送事業者等の営業用車両、災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、県トラック協会等に対し、貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援を要請する。

(3) 災害応急対策実施機関の長は、車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

- ア 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
- イ 輸送を必要とする区間
- ウ 輸送の予定日時
- エ その他必要な事項

第7 避難収容活動

1 基本的事項

警察本部、町及び消防本部は、次のことに留意し、連携して地域住民に対する避難指示及び避難誘導に努める。

2 避難の方法

- (1) 避難先は、火災現場から風上、風横にある施設等とする。
- (2) 避難は、火災現場の風下に位置する住民（特に要配慮者）を優先し、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- (3) 避難経路は安全で消防活動を阻害しない経路を選定する。
- (4) 消防団員、町職員等により避難者の実態の把握と避難先の警戒に努める。

- (5) 要配慮者等を適切に誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。

第8 災害広報等

1 基本的事項

大規模な火事災害が発生した場合には、町及び県、消防本部は、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

2 災害広報の実施

(1) 情報発信活動

ア 各種情報の収集・整理

県は、関係機関との情報交換を密にし、大規模な火事災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達されている可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、町及び県、指定行政機関、公共機関、施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節 災害復旧・復興

町及び県等は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した被災施設の復旧事業を実施する。

ライフライン・交通輸送関係機関等は、復旧に当たり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

なお、被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

第6章 林野火災対策計画

第1節 災害予防

第1 基本的な考え方

近年、森林レクリエーションなどで山林に入る人が多くなり、たき火の不始末・飛び火、煙草の投げ捨てなどによる出火の危険性が高まっている。

このため、火災による広範囲にわたる林野の焼失等による被害を防止又はその軽減を図るための対策を推進する。

この林野火災対策計画に定めのない事項については第2編「風水害対策計画」による。

第2 林野火災に強い地域づくり

1 林野火災に強い森林の造成

森林所有者等は、森林内の尾根、林道周辺、住宅地周辺、溪流沿いなどにおいて、消火活動の円滑な実施のための防火林道、及び耐火性のある樹種を植栽し、防火林帯の整備を検討する。

また、下刈の励行、除伐・間伐を行うことで林内を整備し、地上可燃物を減らすように努める。

2 消防水利の整備

森林内の調整池、水源地域整備事業に係るダムなどが消防水利に役立つと考えられるが、町、県、消防本部は、それらを把握するとともに、防火水槽、ドラム缶等の簡易防火水槽、貯水槽の整備及び河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等の活用などにより、消防水利の多様化を図り、その適正配置に努める。

3 防火線等の設置

森林所有者等は、火災の延焼拡大を防ぐため、必要に応じ防火線の配置を進める。防火線の配置に当たっては、地形や風の条件、過去の火災の記録等から最大限の効果が得られるよう慎重に決定する。

なお、森林内の歩道・自動車道の存在は、焼け止まりや火勢を衰えさせる効果があり、防火線等の機能も備えているため、消火活動の交通路・拠点としても重要である。町、県、消防本部等は、状況を把握し、新設路線の選定には防火面にも配慮する。

また、消防車両が進入できる林道の整備を進め、消防本部は、森林内で消防車両が通行できる道路を把握しておく。

4 住宅地開発における指導

林地開発による住宅地造成においては、林野と住宅が近接（おおむね10m未満）し、相互の延焼危険性が高くなならないよう、間に道路などの防火帯を設置するなど計画段階から必要な指導を検討する。

また、必要な場合には、消防車両等のため、幹線道路と2方向でつながり車両の相互通行が可能な幅員の道路の設置指導を検討する。

第3 災害応急・復旧体制の整備

1 情報の収集・伝達体制の整備

(1) 火災警報等の伝達体制の整備

町は、住民に対し、火災警報等の内容及び発表されたときの措置を周知徹底しておくとともに、山間部にも警報等を伝達できるよう必要な防災行政無線、有線放送、サイレン等の伝達手段を整備する。

(2) 総合防災情報システムの活用体制の整備

町、県及び消防本部は、総合防災情報システムを活用した気象情報等の確認、被害情報の伝達など、林野火災の発生状況に応じた応急活動・情報伝達にシステムを活用できるようシステムの習熟に努め、職員がそれらのシステムを十分に活用ができるよう体制を整備する。

(3) 画像情報の収集・伝達システムの整備

県（防災部消防総務課）及び警察本部は、ヘリコプターによる目視又はヘリコプターテレビ電送システム等を活用した被害状況等の情報収集に当たり、強風等によりヘリコプターが飛行不能な場合に備えるとともに、より機動的な情報収集を図るため、その他の航空機・車両等の情報収集手段を整備する。

町、県、消防本部等は、衛星通信ネットワーク等によりヘリテレ映像等を共有できるが、端末未設置のその他の防災関係機関等も情報を共有できるよう、ヘリコプターテレビ電送システム等の情報の収集・伝達体制の一層の整備を推進する。

(4) 夜間・休日等における体制の整備

町、県など関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも対応できる情報の収集・伝達体制の整備を図る。

(5) 通信体制の整備

町、県、消防本部等は、現状の無線通信システム、防災行政無線システム、総合防災情報システム等の通信体制について、より一層の整備を進めるとともに、特に山間部での利用を前提とした災害時の無線通信手段の確保に努める。

2 災害応急活動体制の整備

(1) 職員の体制

町においては、特に、林野火災が住宅に延焼する恐れのある場合など、迅速な対応ができるよう必要な体制を整備する。

(2) 防災関係機関の連携体制

ア 県、警察、消防本部

県（各部）、警察本部、消防本部は、相互の連携を図るとともに、各機関の保有する情報収集・伝達手段の特性等に応じた情報収集、意思決定方法など現在の体制を検証し、あらかじめ体制の整備を進める。

イ 自衛隊への災害派遣要請

県は自衛隊への派遣要請に当たり、情報収集、意思決定方法など現在の体制を検証し、あらかじめ体制の整備を進める。

また、林野火災において、どのような分野（偵察、消火、救急・救助等）について自衛隊

に派遣要請をするのか、平常時よりその想定を行い、自衛隊に連絡しておく。

ウ 林野庁、環境省

県（防災部防災危機管理課、農林水産部）は、近畿中国森林管理局、林野庁等と林野火災発生時における活動について緊密に協議し、連携体制を確保しておく。

また、被害が県内の国立公園、国定公園に及んだ場合に備え、環境省自然環境局、自然保護官事務所等との間で情報収集・連絡体制を整備する。

3 救急・救助及び医療救護活動体制の整備

(1) 救急・救助活動

県及び各消防本部は、必要な救急車等の車両、ヘリコプター、林野火災に対応した救急・救助用資機材等を検証し、必要性に応じ、順次、整備を進めていく。

(2) 医療救護活動

ア 関係機関相互の連絡・連携体制の整備

医療救護活動において、町、県、消防本部は、医療機関、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会などとの連携を強化し、体制の整備に努める。

イ 医薬品、医療用資器材等の整備

各関係機関は、医療用資器材・医薬品等を整備するとともに、林野火災時の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

4 消火活動体制の整備

(1) 空中消火体制

空中消火体制については、島根県防災ヘリコプター運航管理要綱が定められている。県、警察及び消防本部は、必要に応じて、消防防災航空隊及び自衛隊は迅速かつ効果的な空中消火を行うため、連携してヘリコプターによる空中消火体制をとるが、活動をより積極的に推進するため、ヘリコプター、熱源探査装置、広域航空応援体制、ヘリポート・補給基地等の活動拠点及び空中消火用資機材の整備に努める。

なお、効果的な消火活動の実施のためには、空中消火隊と地上消火隊の緊密な連携が不可欠であるため、訓練等を通じて連携を確保しておく。

(2) 自主防災組織等との連携

町及び県は、消防本部、消防団、住民・自治会・自主防災組織等の災害時の連携体制について、平常時から体制の強化を図る。

特に、火災の通報や家屋への予備注水などの初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう、消防本部等は、火災発生時の消防活動への協力について周知しておく。

(3) 資機材の整備

消防本部は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両、林野内への送水や放水を可能にする軽可搬式消防ポンプ、可搬式散水装置・送水装置、林野火災用工作機器（チェーンソー、ブッシュカッター等）等の消火活動に必要な資機材のほか、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を進める。

(4) 林野火災防御図の作成

町及び県は、林野火災の発生しやすい地域について、地形、林況、消防車両通行可能道路、建物、消防水利、ヘリポート用地の位置などの情報を記入した林野火災防御図をあらかじめ作成しておき、火災発生時に消防本部等が火災状況を正確に把握し、防御戦術の決定や効果的な部隊の運用を図る。

(5) 残火処理体制

大規模林野火災においては、消防本部は、広範な焼損区域を人海戦術により残火箇所の発見に努め適切に対処する必要があるが、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。

5 避難収容活動体制の整備

(1) 避難誘導体制の整備

町は、避難路を確保し、日頃から住民への周知に努める。

町及び警察、消防本部は連携して、地域住民の避難指示及び避難誘導を行うため、避難計画を策定し、避難体制を整備しておく。また、その内容を事前に住民へ周知するとともに、避難行動要支援者の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施など避難対策のための対策を実施しておく。県は、市町村の活動の支援策等を検討する。

(2) 指定避難所の指定

町長は、法令に基づく指定避難所について、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民へ周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知徹底を図る。

ア あらかじめ管理者の同意を得ておく。

イ 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設とする。

ウ 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

エ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

6 広域応援体制の整備

現在、県では、島根県消防広域相互応援協定書及び消防広域応援体制が整備されているが、林野火災は隣接県の市町村に及ぶ可能性があるため、隣接県の市町村等とも協議し、林野火災発生時の広域応援体制について検討する。

7 二次災害の防止活動

県及び消防本部は、林野火災後の二次災害防止のための応急復旧事業等について、組織やマニュアルなど体制の整備を図る。

また、流域の荒廃、その後の降雨等による土砂災害の危険について、危険度を応急的に判定する技術者の養成、事前登録等の施策について検討する。

第4 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等

1 事前点検及び警戒巡視の実施

町、県、消防本部、森林組合等は、地域の森林等において、過去に林野火災が発生した地域、入山者が多い森林など林野火災が発生しやすい区域を把握する。

町は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行う。また、許可した火入れの情報等を消防機関に共有する。

また、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表し、住民等に対する注意喚起をするとともに、森林保全巡視員を設置し、林野火災多発期、火災警報発表時などにおいて、それらの森林等に対する巡視、パトロールを実施し、火災の未然防止、早期発見に努める。

2 防災知識の普及・啓発

県、市町村及び消防本部は林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する国民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施する。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意する。

県は、森林火災予防標示板を設置しているが、引き続き標示板の種類や設置数を増やし、防火思想の普及のための施設の整備を進める。

また、教育機関においても、林野火災予防に関する教育の実施を検討する。

3 防災訓練の実施

県は、林野火災を想定し、消防本部、町、林業関係団体、消防団等関係機関が相互に連携した実践的かつ効果的な防災訓練の実施を検討する。

また、消防本部は、様々な状況を想定し、広域応援も視野に入れた、より実践的な林野火災消防訓練等を実施する。

第2節 災害応急対策

第1 基本的な考え方

林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、県、市町村及び消防機関は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行う。

第2 災害情報の収集・伝達

1 情報の収集・伝達系統

町及び消防本部は、火災の発生状況、人的被害、林野の被害の状況等を収集し、総合防災情報システム等により県に連絡する。県は、町等から情報収集し、自らも被害規模について概括的な情報を把握し、消防庁及び林野庁に報告し、必要に応じ関係省庁に連絡する。

(1) 総務省消防庁への報告

県は、林野火災のうち、次のものについては、火災・災害等即報要領に基づき総務省消防庁へ即報を行うことになっているので、迅速な報告に努める。

ア 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

イ 空中消火を要請したもの

ウ 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

(災害対策本部が設置されたものなど)

県、市町村等は、休日・夜間等においても、林野火災が発生した場合には、体制を確保し、迅速な情報収集・連絡に努める。

(2) 環境省・林野庁への報告等

林野火災が自然公園内で発生するなど、県内の自然公園に火災の被害が及び、又はそのおそれのある場合は、県（防災部防災危機管理課）は、自然環境等への影響について、町の協力を得て必要な情報の収集に努める。

特に、国立公園、国定公園については、環境省自然環境局、自然保護官事務所等と連携をとり、自然環境への影響や対策の実施状況等必要とされる情報の収集・連絡、環境省の現地調査の調整など必要な措置を実施する。

また、国有林、民有林の被害等について、県（農林水産部）は、近畿中国森林管理局、林野庁等と相互に連携を図りながら、必要な情報の収集・報告に努める。

2 航空機、ヘリコプター等による情報収集

自衛隊の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプターテレビ電送システム等を活用して被害情報等を収集する。

第3 災害応急活動体制の確立

1 基本的事項

大規模な林野火災が発生した場合において、町、県、防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

2 町の活動体制

町は、林野火災が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、地域防災計画の定めるところにより、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

3 指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、林野火災が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施できるよう、法令又は防災業務計画、防災に関する計画に基づき、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

4 林業関係事業者の活動体制

林業関係事業者は、消防機関及び警察機関を始めとする地方公共団体との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努める。

第4 救急・救助及び医療救護活動

1 救急・救助活動

(1) 町、消防本部、警察本部等の体制

町、消防本部、警察本部等は、救出・救助活動の必要性が判明した場合迅速に救出・救助体制を確立し、関係機関の連携について調整し、活動を実施する。

(2) 応援要請

被災市町村・消防一部事務組合等は、所轄する組織で救急・救助活動の実施が困難な場合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、応援の要請を行う。

2 医療救護活動

県は、町及び消防本部、DMAT指定医療機関、島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会、県看護協会、日本赤十字社島根県支部等と連携を図りながら、林野火災に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、DMAT、DPAT及び医療救護班の派遣など迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県DPAT実施要領」による。

第5 消火活動

火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行う。

1 消防本部と自主防災組織等との連携

消防本部は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うが、住民、自治会、自主防災組織等においても、発災後の初期段階において自発的に初期消火活動を行い、消防本部に協力することが求められる場合があり、市町村、消防本部等はのための連絡調整に努める。また、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底する。

なお、住民、自治会、自主防災組織等の消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばな

い範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

また、町の消防力だけでは水利の確保が困難な場合、県は島根県生コンクリート工業組合と締結している「災害時における消防水利等の供給支援に関する協定」によりミキサー車による消防水の運搬を要請し、町の消火活用を支援する。

2 応援要請等

発災現場の町、消防本部は、必要に応じ、消防相互応援協定に基づき他市町村の消防本部等による消火活動の応援要請を実施する。県は、円滑な活動の実施のために必要な調整を行い、特に、空中消火活動について、ヘリコプターの活用が必要になる場合には、迅速な対応に努める。

応援部隊は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用する。応援部隊は、人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両を適切に活用する。

応援部隊は、地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図る。

第6 交通の確保・緊急輸送活動

1 基本的事項

林野火災発生時には、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し、救急・救助、消火活動等への支障が予想される。このため、迅速かつ適切に交通規制を実施することにより、救急・救助、消火活動等のための交通を確保する。

2 交通規制の実施

(1) 交通規制の実施方法

警察本部は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

(2) 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあつては警察機関へ、警察機関にあつては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

(3) 迂回路等の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示するなどの方法によって一般交通に対し、できる限り支障のないように努める。

(4) 規制の標識等

交通規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

(5) 規制の広報・周知

実施者は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに日本道路交通情報センター及び

報道機関を通じて一般住民に周知徹底する。

(6) 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断を行い、通行の安全を確保した後、速やかに行い、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに関係機関に連絡する。

3 緊急輸送手段の確保

(1) 確保順位

- ア 応急対策実施機関所有の車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 貨物自動車運送事業者等の営業用車両
- エ その他の自家用車両等

(2) 貨物自動車運送事業者等の営業用車両、災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、県トラック協会等に対し、貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援を要請する。

(3) 災害応急対策実施機関の長は、車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

- ア 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
- イ 輸送を必要とする区間
- ウ 輸送の予定日時
- エ その他必要な事項

第7 避難収容活動

町、消防本部及び警察は、次のことに留意し、連携して地域住民に対する避難指示及び避難誘導に努める。

- (1) 避難先は、火災現場から風上、風横にある施設等とする。
- (2) 避難は、火災現場の風下に位置する住民（特に要配慮者）を優先し、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- (3) 避難経路は安全で消防活動を阻害しない経路を選定する。
- (4) 消防団員、町職員等により避難者の実態の把握と避難先の警戒に努める。
- (5) 要配慮者等を適切に誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

第8 災害広報等

1 基本的事項

林野火災が発生した場合には、町及び県、消防本部は、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

2 災害広報の実施

(1) 情報発信活動

ア 各種情報の収集・整理

県は、関係機関との情報交換を密にし、林野火災対策に関する各種情報を収集・整理する。
この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達されている可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、町及び県、指定行政機関、公共機関、施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第9 二次災害の防止活動等

1 治山事業等

町及び県は、降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者等を活用し、危険箇所の点検等を実施するとともに、危険性の高い箇所では、周辺住民への周知を図り、警戒避難体制を整備し、応急対策、治山事業等を実施する。

なお、県は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることを十分留意し、治山事業など二次災害の防止に努める。

2 自然環境等への対応

林野火災による被害が、国立公園、国定公園などの自然環境に及んだ場合、県（防災部防災危機管理課、農林水産部）は、環境省、林野庁等と連携をとり、影響を最小限に食い止めるために必要な応急・復旧措置を講じる。

第3節 災害復旧

町、県及び関係機関は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設等の復旧事業を実施又は支援する。

なお、町及び県等は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

第7章 鉄道災害対策計画

第1節 災害予防

第1 基本的な考え方

鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者等が発生するなどの鉄道災害に対して、被害の発生又はその拡大を防止する対策を推進する。

この鉄道災害対策計画に定めのない事項については第2編「風水害対策計画」による。

第2 鉄道交通の安全確保

鉄道施設の重要な地域において、土砂災害対策、海岸保全対策を進めるため、国、町、県等は、鉄道事業者と協議し、対策の実施を検討する。

また、国、町、県、道路管理者等は、鉄道事業者と協議し、必要に応じて、踏切道の立体交差化、構造の改良、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第3 災害応急・復旧体制の整備

1 情報の収集・伝達体制の整備

(1) 関係機関の連携

県は、鉄道災害が発生した場合の情報収集・連絡体制について検証し、必要に応じ、国土交通省、鉄道事業者等との間で連携を図り、夜間、休日等も考慮した体制の整備を図る。

(2) 画像情報の収集・伝達システムの整備

県（防災部消防総務課）及び警察本部は、ヘリコプターによる目視又はヘリテレ映像を活用した被害状況等の情報収集に当たり、強風等によりヘリコプターが飛行不能な場合に備えるとともに、より機動的な情報収集を図るため、その他の航空機・車両等の情報収集手段を整備する。

また、衛星通信ネットワーク等においてヘリテレ映像を共有できるよう画像情報伝達体制の整備が図られているが、町、県、消防本部等は、職員が情報を活用できるよう情報の収集・伝達体制の一層の整備を推進するとともに、その活用方法の習熟に努める。

(3) 通信体制の整備

県は、各種通信体制について、多様な整備を進め、災害時の通信手段の確保に努める。

また、町、県、鉄道事業者及び関係機関等は、平常時において無線通信設備の点検を実施し、連携して通信訓練等を行うなど、災害時の通信手段確保のための対策を進める。

2 災害応急活動体制の整備

(1) 防災関係機関の連携体制

ア 防災関係機関相互

島根県では、鉄道災害に関して各鉄道事業者がそれぞれの防災体制をとっており、事業者により体制が異なっている。災害発生時には、各関係機関相互の連携体制が必要であり、鉄道事業者、町、県、その他の防災関係機関相互の間において、災害時の応急活動・復旧活動

に関し、連携体制の強化に努める。

イ 警察本部、消防本部、自衛隊

警察本部、消防本部、自衛隊は、各々の計画に基づき応急活動体制を整備しておく。

3 救急・救助、医療救護及び消火活動体制の整備

(1) 救急・救助活動

県及び各消防本部において、必要な救急車等の車両、ヘリコプターや鉄道災害を想定した救急・救助用資機材等を検証し、必要な整備を進める。

(2) 医療救護活動

ア 関係機関の連携体制の整備

医療救護活動において、鉄道事業者等は、消防本部、医療機関、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会などとの連携を図り、体制の整備に努める。

イ 医薬品、医療用資器材等の整備

各関係機関は、医療用資器材・医薬品等を整備するとともに、災害時の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

(3) 消火活動

消防本部は、機関相互及び鉄道事業者との間で鉄道災害時の連携体制の強化を図る。

4 緊急輸送活動体制の整備

(1) 交通誘導体制

警察本部は、鉄道災害時の交通規制を円滑に行うため、交通誘導等に関し(社)島根県警備業協会と協定を締結しているが、各種訓練等を実施し、協定の実効性を高める。

(2) 広報体制

警察本部は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務については、適宜、広報して対応しているが、あらかじめそれらを広く周知する体制を検討する。

第4 防災訓練の実施

県は、鉄道事業者も参加し、警察本部、町、消防本部、その他関係機関が相互に連携した防災訓練の実施を検討する。

訓練を実施するに当たっては、鉄道災害及び被害の想定を明らかにし、実施時間を工夫するなど実践的なものにする。

なお、訓練の実施後は、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 災害応急対策

第1 基本的な考え方

鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者等が発生するなどの鉄道災害が発生した場合、被災者の救出や被害の拡大を防止する対策を実施する。

第2 災害情報の収集・伝達

1 情報等の収集・伝達

大規模な鉄道災害が発生した場合、鉄道事業者は速やかに国土交通省に連絡し、国土交通省は、官邸、関係省庁、関係都道府県及び関係指定公共機関に事故情報等の連絡を行う。

県は総合防災情報システムのほか、防災行政無線等様々な手段により円滑な情報の伝達に努め、国土交通省等から受け取った情報を速やかに関係市町村、関係機関等へ連絡する。

2 被害情報等の収集・連絡

(1) 関係省庁等への報告

鉄道事業者は、国土交通省へ被害状況を連絡する。県は、町等から情報収集し、自らも被害規模について概括的な情報を把握し、消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

(2) 総合防災情報システムによる伝達

県（地域振興部）は、必要な体制を整備し、交通管理情報について、総合防災情報システムを活用し、迅速な情報伝達に努める。

(3) 航空機、ヘリコプター等による情報収集

自衛隊の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプターテレビ電送システム等を活用して被害情報等を収集する。

第3 災害応急活動体制の確立

1 基本的事項

大規模な鉄道災害が発生した場合において、町、県、防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

2 町の活動体制

町は、大規模な鉄道災害が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、地域防災計画の定めるところにより、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

3 指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、大規模な鉄道災害が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施できるよう、法令又は防災業務計画、防災に関する計画に基づき、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

第4 救急・救助、医療救護及び消火活動

1 救急・救助活動

(1) 鉄道管理者の体制

各鉄道事業者は、警察本部、町、消防本部等と連携し、迅速に救出・救助体制を確立し、救急・救助活動を実施する。

(2) 応援要請

県は、鉄道災害による被害が甚大であり、県をはじめ町や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合、人命又は財産の保護のため、他の都道府県及び市町村、消防本部に広域応援要請を行い、救出救助を行う。

2 医療救護活動

県は、町及び消防本部、DMAT指定医療機関、島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会、島根県看護協会、日本赤十字社島根県支部等と連携を図りながら、鉄道災害に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、DMAT、DPAT及び医療救護班の派遣など迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県DPAT実施要領」による。

3 消火活動

(1) 消防本部の体制

各消防本部は鉄道災害に伴い消火活動の必要が生じた場合、迅速に消防体制を確立し、消防活動を実施する。

(2) 鉄道事業者の体制

各鉄道事業者は町、消防本部等と連携し、初期消火活動の必要が生じた場合、迅速に消火活動体制を確立し、消火活動を実施する。

(3) 他の消防本部に対する応援要請

島根県消防広域相互応援協定による応援

所轄する市町村等の消防力では、鉄道災害に伴う火災の防御が困難な場合、被災市町村・消防一部事務組合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請を行う。

第5 交通の確保、緊急輸送活動

1 基本的事項

鉄道災害発生時は、事故の発生時刻・発生場所等の状況等によっては救急・救助、消火活動等への支障が予想される。このため、迅速かつ適切に交通規制を実施することにより、救急・救助、消火活動等のための交通を確保する。

2 交通規制の実施

(1) 交通規制の実施方法

警察本部は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の交通規制を行う。

(2) 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあつては警察機関へ、警察機関にあつては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

第6 災害広報等

1 基本的事項

鉄道災害が発生した場合には、町、県、消防本部を中心に、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

2 災害広報の実施

(1) 情報発信活動

ア 各種情報の収集・整理

県は、関係機関との情報交換を密にし、鉄道災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達されている可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び市町村、指定行政機関、公共機関、施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節 災害復旧

鉄道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設及び車両の復旧に努める。

なお、鉄道事業者は、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努める。

第8章 雪害対策計画

第1節 災害予防

第1 基本的な考え方

豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害を防止又はその被害を軽減するため、雪害に強いまちづくりを実施するほか、災害応急・復旧体制を整備し、県民の自主防災体制が確立できるよう防災知識の普及・啓発に努めるなどの基本的な予防対策を推進する。

この雪害対策計画に定めのない事項については第2編「風水害対策計画」による。

第2 雪害に強いまちづくり

1 雪害に強いまちの形成

(1) 雪崩危険箇所等の把握

雪崩の危険箇所については、県（農林水産部、土木部）が、豪雪地帯特別措置法に基づく豪雪指定市町村を調査し、各所管により把握をしている。

また、県（土木部）は、平成8～9年度道路防災総点検により道路に係る雪崩危険箇所の調査を実施し、必要な箇所の施設整備を実施している。

町は県等関係機関と協力しつつ、今後とも危険箇所の把握を進め、必要な対策を進める。

(2) 防雪施設の整備

県は、冬期における交通の確保のため、道路の指定路線において、スノーシェルター、スノーシェッド、消雪パイプ、雪崩防止柵、吹止め柵及び流雪溝の整備を図っている。

また、鉄道関係においては、JR西日本が、指定区間において、鉄道林、雪崩止め柵、流雪溝の雪害防備施設を設置している。

また、雪崩危険箇所において主として集落保護を目的として雪崩防止施設の整備を図っている。

各関係機関は、都市機能の確保のため、より一層の防雪施設の整備に努める。

(3) 雪に強い住宅地づくり

町は、屋根雪荷重による家屋の倒壊等を防止するため、雪に強い住宅地づくりを推進する。

ア 屋根雪下ろし

屋根雪荷重による家屋倒壊を防止するため、早期の屋根雪下ろしについて啓発する。

イ 克雪住宅の普及促進

雪に強い家づくりを積極的に推進し、克雪住宅の普及を図る。

ウ 雪に強い住環境整備

地域の特性に応じた集団的で一体的な住宅の克雪化、隣接地を考慮した建物の配置、共同雪処理施設の整備等を推進し、雪に強い住環境整備を図る。

エ 雪捨て場の確保

集落ごとに十分なスペースを有する雪捨て場を予め確保し、雪処理が容易にできる環境を整備する。なお、雪捨て場については、川沿いの公共用地または休耕田（借地）等により確保する。

オ 冬期居住施設の整備

高齢者など雪下ろしが困難な世帯等を対象に、福祉施策と連携した冬期居住施設の整備を推進することにより、豪雪時の安全を確保する対策を検討する。

2 除雪体制の整備

雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、気温が上がって雪が緩みやすくなったときなど、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。

(1) 道路除雪体制

積雪時における除雪については、道路交通の確保のため業者委託等の方法で実施しているが、豪雪等にも対応できるよう除雪機械の整備、必要な資機材の備蓄及び除雪要員の確保を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努め、除雪体制のより一層の整備に努める。

また、県・国・町の道路管理者が連携した除雪体制を構築し、除雪路線の優先順位や相互支援計画等を作成する。

ア 除雪機械の整備

除雪機械は各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、除雪作業の円滑化を図るため、民間における除雪機械の保有状況を把握し、協力体制を確立する。

イ 除雪用施設および資機材の整備

道路管理者は、各路線や地域の実情に応じ除雪用施設および資機材の整備を図る。

ウ 雪捨て場の確保

除排雪作業の効率化を図るため、運搬排雪に利用しやすい雪捨て場の確保および整備を図る。

エ 融雪剤の配備

勾配の急な区間等における車両スリップ防止のため、融雪剤を配備するとともに、沿道に砂箱を設置する。

オ 道路除雪計画の作成

道路管理者は、毎年道路除雪計画を作成する。

作成に当たっては、適切な冬期道路網が確保されるよう、他の道路管理者と十分連携するとともに、鉄軌道事業者等の関係機関とも協議し、調整を図る。

町は、住民の生活の維持に必要な道路網を確保するため、国、県等の道路管理者が作成する道路除雪計画を踏まえて、町道の道路除雪計画を毎年度作成する。

カ バス交通対策

バス事業者は、道路管理者と事前に協議し、除雪協力体制を確立するとともに、全線の運行状況を把握し、利用者等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、情報連絡体制および報道機関との連携体制の充実強化を図る。

キ 道路情報連絡体制の充実強化等

道路管理者は、利用者、関係機関等に対し道路交通情報、除雪情報、災害情報、気象に関する情報等道路に関する各種情報を迅速かつ的確に提供できるよう、情報連絡体制および報道機関との連携体制の充実強化を図るとともに、道路情報板、気象観測設備等の整備を図る。

(2) 鉄軌道除雪体制

鉄軌道事業者は、積雪量等の状況に応じた効果的な除雪作業を行うことができる体制を強化する。また、踏切除雪については、道路除雪と連携して行うことが踏切道の円滑な交通を確保する上で重要であることから、その実施に当たっては道路管理者と事前調整を十分行うものとする。

(3) 除雪支援体制

住宅の除雪については、一義的には個人の責任において行うものだが、大雪時にはその能力を超え、地域全体でも除雪の担い手が不足する状況が発生する。

このため、町及び県は、地域の実情に応じて、自治会、自主防災組織等地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進する、「高齢者等除雪支援体制づくり事業」を実施するとともに、町社会福祉協議会やボランティア団体など、幅広く除雪の支援を求めることのできる体制の整備に努める。

また、高齢者世帯、身体障がい者世帯など、豪雪時に特に支援が必要な要配慮者支援対策として、平時から、住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪の困難や、危険な場合においては、必要に応じ、自主防災組織、民生委員、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。

また、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、町及び県は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

3 雪害に対する建築物の安全性の確保

町、県及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が利用する施設、住宅、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

また、庁舎、災害拠点病院等の施設については、停電に備えたバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を進める。

4 ライフライン施設等の機能の確保

町管理の水道等のライフライン関連施設やコンピューターシステム等について、雪害に対する安全性を検証し、必要な場合は安全確保のための措置を講ずる。

また、ライフラインの被災は安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町、県及びライフライン事業者は、上下水道、電気、電話、有線放送・ケーブルテレビ等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

第3 災害応急・復旧体制の整備

1 災害発生直前対策関係

(1) 警戒・避難体制の整備

町及び県は、雪崩危険箇所を監視する体制の整備を進めるとともに、雪崩が発生する危険のある場合などの避難指示や気象等の特別警報、警報及び注意報等を住民等に伝達する体制について検証し、必要な措置を講じる。

(2) 住民の避難誘導体制の整備

町は、積雪、融雪等に配慮した避難先・避難路の指定、住民への周知、避難計画の策定、要配慮者の避難誘導体制の整備及び避難訓練の実施など避難誘導活動のための対策を実施する。県は、それらの活動の支援策等を検討する。

また、要配慮者等を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等

の協力を得ながら、平常時より、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

2 災害発生直後の情報収集・連絡体制の整備

(1) 情報連絡体制の整備

総合防災情報システムにおいて雪害情報を取り込むことを検討するなど、雪害に対応した情報連絡体制の整備を図る。

また、必要に応じて市町村に地区災害対策本部等の職員を派遣し、情報収集に当たらせる。状況によっては、管理職員等による災害対策現地情報連絡員（管理職リエゾン）派遣制度に基づく職員などの派遣を行う。

(2) 関係機関相互の体制

雪害による被害が、町、県などの中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも迅速かつ確実に対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。

(3) 画像情報の収集・連絡システムの整備

県（防災部消防総務課）及び警察本部は、ヘリコプターによる目視又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した被害状況等の情報収集に当たり、強風等によりヘリコプターが飛行不能な場合に備えるとともに、より機動的な情報収集を図るため、その他の航空機・車両等の情報収集手段を整備する。

また、衛星通信ネットワーク等においてヘリテレ映像を共有できるよう画像情報伝達体制の整備が図られているが、町、県、消防本部等は、職員が情報を活用できるよう情報の収集・伝達体制の一層の整備を推進するとともに、その活用方法の習熟に努める。

(4) 通信体制の整備

県は、現状の防災行政無線システム、総合防災情報システム等の通信体制について、より一層の整備を進め、災害時の通信手段の確保に努めていく。

また、町、県、消防本部等は、平常時において無線通信設備の点検を実施し、連携して通信訓練等を行うなど、災害時の通信手段確保のための対策を進める。

3 災害応急活動体制の整備

(1) 防災関係機関相互の連携体制

ア 町、県

(ア) 現状

現在、県においては、「中国地方5県災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」、「島根県及び県内の市町村の災害時の相互応援に関する協定書」等が締結されている。

(イ) 対策

現在の協定を検証し、雪害時の孤立地区対策として、特に町、県等による食料、飲料水、燃料等生活必需品、医薬品、血液製剤及び所用の資器材の調達等に関して、より一層の応援体制の充実に努める。

また、地方公共団体以外の各防災関係機関及び民間企業等に対しても、必要な協定の締結を進め、応急活動及び復旧活動において、幅広く相互応援を図ることができる体制を検討する。

イ 警察本部、消防本部、自衛隊

警察本部、消防本部、自衛隊は、各々の計画に基づき応急活動体制を整備しておく。

4 救急・救助及び医療救護活動体制の整備

道路管理者は関係機関と連携して、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

(1) 救急・救助活動

県及び各消防本部において、必要な救急車等の車両、ヘリコプターや雪害を想定した救急・救助用資機材等を検証し、必要な整備を進める。

(2) 医療救護活動

ア 関係機関の連携体制の整備

医療救護活動において、町及び県、消防本部、医療機関、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会は相互に連携を図り、医療救護体制の整備に努める。

イ 医薬品、医療用資器材等の整備

各関係機関は、医療用資器材・医薬品等を整備するとともに、雪害時の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

5 緊急輸送活動体制の整備

(1) 交通対策

積雪時の異常事態の発生による交通対策については、警察と連携を図り、多重化、代替性を考慮した交通対策を検討していく。

(2) 交通誘導・広報体制

警察本部は、災害時の交通規制を円滑に行うため、交通誘導等に関し(社)島根県警備業協会と協定を締結しているが、雪害を想定した各種訓練等を実施し、協定の実効性を高めるようにしていく。

(3) 孤立地区対策

町は、豪雪時において長期的に自動車交通が不能となるなどの理由により孤立するおそれのある地区を把握し、除雪体制の整備など必要な交通路を確保するための対策を整備する。

なお、県は必要に応じ町を指導する。

6 避難体制の整備

(1) 避難・収容活動

ア 指定緊急避難場所の指定

町長は、法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民への周知徹底を図る。

なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

- (ア) あらかじめ管理者の同意を得ておく。
- (イ) 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等とする。
- (ウ) 積雪期の避難を考慮し、適切な避難距離・時間にある屋内施設であって、かつ、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有する施設等とする。

イ 指定避難所の指定

町長は、法令に基づく指定避難所について、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民への周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

- (ア) あらかじめ管理者の同意を得ておく。
- (イ) 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設。
- (ウ) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。
- (エ) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの。
- (オ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (カ) 学校を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。
- (キ) 指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

ウ 指定避難所の整備

町は、指定避難所となる施設には、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

また、指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の整備を図る。

なお、電気・ガス等の供給停止に備えて燃料の確保及び補助暖房設備を検討しておく。

エ 指定避難所における備蓄等の推進

町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

なお、町は、指定避難所となる施設に、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、孤立予想地区の指定避難所は、特に、一週間程度の避難生活を想定し、必要な物資の備蓄に努める。

(2) 応急仮設住宅

災害時の応急仮設住宅の建設について、県は、災害の発生時に適宜対応する体制になっているが、雪崩災害の危険を配慮した用地選定、資材の供給体制など、積雪期の災害発生を想定し

た体制の整備を図る。

町及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。

7 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給体制の整備

県は、防災拠点を設け、町の補完のため食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を実施しており、備蓄物資には、毛布のほかに冬期の避難が長期化した場合、施設の暖房機能を補助する暖房用品についても備蓄を図っている。

今後、豪雪等に伴う都市機能の障害、交通の途絶による集落の孤立が起きた場合の被害に対し、交通が途絶している中での輸送体制や物資一時集積場所の積雪対策などを考慮した備蓄・調達体制の整備を検討する。

また、県は災害の規模等に鑑み、町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

第4 防災知識の普及・啓発及び防災訓練

1 防災知識の普及・啓発

(1) 雪崩の危険に関する普及・啓発

町及び県は、住民に対し土砂災害等予防のための防災知識について普及啓発に努めているが、併せて雪崩等に関する早期避難に対しても同様の対策を検討する。

また、雪崩危険箇所について、住民への周知のため、地域防災計画に危険箇所を掲載しているが、標識等の設置による周知についても検討する。

(2) 冬期交通の安全確保等の普及

町、県および関係機関は、冬期の交通事故および交通渋滞の発生、除雪作業の障害等を防止するため、スノータイヤまたはチェーンの装着、路上駐車禁止等交通の安全確保について、CATV、有線放送、広報紙等を利用し、啓発を図る。

(3) 自主的な除雪活動等の普及

自治会等による自主的な除雪の普及対策について検討するとともに、併せて除排雪に伴う事故（雪降ろし中の転落事故等）や屋根雪の落下等による人身事故の防止等の注意喚起を図る。

特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図る。

また、県は、事故防止対策について様々な情報を収集し、町に提供する。

第2節 災害応急対策

第1 基本的な考え方

豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害の応急的予防、その被害を軽減するため、関係機関は、相互に連携を図り、住民と一体となった総合的な対策を講じる必要がある。

このため、雪害発生時において、町、県等関係機関が実施すべき必要な対策を実施する。

第2 災害発生直前の対策

1 雪害に関する特別警報、警報及び注意報等の伝達

県は、気象台からの雪害に関する警報、注意報及び気象情報等を市町村、関係機関等必要な機関に伝達する。関係機関相互において、迅速で円滑な伝達に努める。

また、特別警報については、直ちに関係機関等に対し伝達し、町は、直ちに住民等への周知の措置をとらなければならない。

2 雪崩に対する警戒・監視

町及び県は、連携し迅速に雪崩に対する警戒・監視体制を確立するとともに、専門技術者等による危険箇所の点検を実施し、危険箇所を発見した場合は、雪庇落とし、人工雪崩などの応急措置により事前に危険を排除する。また、町等は、危険箇所の住民等に対する周知を図り、避難指示の必要を認めた場合は、必要な措置を講じる。

3 除雪作業についての注意喚起

雪下ろしをはじめとする除雪作業には多くの危険が伴うため、町は、作業中の安全対策等について、様々な広報媒体を利用して住民に注意喚起を行う。県は町に対して必要な情報提供を行うとともに、ホームページ等を通じて住民への注意喚起を行う。

4 住民に対する避難誘導

町は、事前避難が必要と判断される場合、住民に対する避難指示等を行い適切な避難誘導を実施する。県はそのための支援に努める。

第3 災害情報の収集・伝達及び通信の確保

(1) 被害情報の収集・連絡及び被害規模の早期把握

町は、災害の発生直後において、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物被害情報等を収集し、総合防災情報システムにより県に連絡する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

県は、町等から情報収集し、自らも概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害規模を推定する関連情報を把握し、消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁及び関係地方

公共団体に連絡する。

各関係機関は、ともに円滑な情報の伝達に努める。

県は、町において通信手段の途絶等が発生し、被害等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じて、調査のための職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努める。

(2) 交通情報の伝達

県は、必要な体制を整備し、雪害による交通情報について、総合防災情報システムを活用し、迅速な情報伝達に努める。

(3) ヘリコプターによる被害状況等の把握

自衛隊の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプターテレビ電送システム等を活用して被害状況等を収集する。

第4 災害応急活動体制の確立

1 基本的事項

雪害が発生した場合において、町、県、防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

2 町の活動体制

町は、雪害が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、地域防災計画の定めるところにより、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

3 指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、雪害が発生した場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、法令又は防災業務計画、防災に関する計画に基づき、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

第5 除雪の実施と雪崩災害の防止活動

1 除雪

県は、積雪による災害防止のため「島根県雪害対策実施要領」に基づき除雪を実施する。

県内の主な道路施設については県（土木部）が業者委託により実施するとともに、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。

町及び県は、除雪体制の円滑な運用に努め、必要に応じ住民の除雪を支援する。

なお、町は、住民等に広報を実施する等により、除排雪に伴う二次災害（雪下ろし中の転落事故等）の防止に十分留意するよう努める。

2 雪崩災害の防止

雪崩災害の発生、拡大防止を図るため、町及び県は、連携し迅速に活動体制を確立するとともに、専門技術者等による危険箇所の点検を実施し、危険箇所を発見した場合は、雪庇落とし、人工雪崩などの応急措置により事前に危険を排除する。

また、町等は、危険箇所の住民等に対する周知を図り、避難指示の必要を認めた場合は、必要

な措置を講じる。

第6 災害救助法の適用

平年に比して異常豪雪で、積雪量が多く、又は短期間に集中的な降雪があり、除雪が追いつかず、これを放置すれば住宅が倒壊するおそれがあり、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合は、災害救助法を適用し、障害物の除去としての住宅の除雪等の救助を行う。

第7 救急・救助及び医療救護活動

1 救急・救助活動

(1) 救助・孤立地区対応

県各部、警察本部、町、消防本部等は、相互に連携し、迅速に救出・救助体制を確立し、救急・救助活動を実施する。

ア 状況の調査等

町は、要救助者または孤立地区が発生した場合は直ちに地区名を知事に報告するとともに、連絡隊の派遣等により病人の発生の有無、食糧保有の状況等を調査する。

イ 救援隊の派遣

町は、救急患者が発生した場合等、緊急の際は直ちに警察署および消防署、消防団等による救援隊を編成し、当該地区に派遣して救援に当たるものとする。

ウ 道路管理者の体制

道路管理者は、孤立地区に通じる道路の除雪等を実施し、交通の早期回復を図る。

(2) 応援要請

県は、雪害による被害が甚大であり、県をはじめ町や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合において、人命又は財産の保護のため、他の都道府県及び市町村、消防本部に広域応援要請を行い、救出救助を行う。

2 医療救護活動

県は、町及び消防本部、DMAT指定医療機関、島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会、島根県看護協会、日本赤十字社島根県支部等と連携を図りながら、雪害に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、DMAT、DPAT及び医療救護班の派遣など迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県DPAT実施要領」による。

第8 交通の確保・緊急輸送活動

1 交通規制等

県（地域振興部、土木部）及び警察本部は、雪害時の救援体制及び緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の交通規制を行う。

また、「島根県雪害対策実施要領」に基づき、交通の確保、緊急輸送活動について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、除雪、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

2 交通施設等の確保

雪害に伴い、道路、鉄道交通及び広域輸送拠点等を確保するため、各施設の管理者等は、必要な連絡を取りながら連携して、除雪、障害物の除去、応急復旧等の必要な措置を実施する。

第9 避難収容活動

1 避難指示等、避難誘導

町及び警察、消防本部は連携して、地域住民の避難指示及び避難誘導を実施する。その際、雪崩災害等の危険、孤立地区の対策を考慮して避難先及び避難路を選定するとともに、除雪等により避難路の確保を図る。

2 施設対策

避難住民を収容する指定避難所の指定及び応急仮設住宅の設置に当たっては、雪崩災害の危険、積雪期の気候、要配慮者などについて配慮する。

第10 災害広報等

1 基本的事項

雪害が発生した場合には、町、県、消防本部を中心に、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

2 災害広報の実施

(1) 情報発信活動

ア 各種情報の収集・整理

県は、関係機関との情報交換を密にし、雪害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達されている可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、町及び県、指定行政機関、公共機関は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節 災害復旧・復興

第1 被災施設の復旧等

町及び県、ライフライン・交通輸送関係機関等は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を実施する。

ライフライン・交通輸送関係機関等は、復旧に当たり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

なお、被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

第2 被災者等の生活再建等の支援

1 被災者生活再建支援法等に基づく支援

「第2編 第3章 第2節 第10」に記載のとおり。

2 その他の生活再建等の支援方策

第2編第3章「風水害復旧・復興計画」に示す各種事業や制度を参照。

第3 雇用機会の確保（職業斡旋等の支援）

1 雇用対策の内容

雪害により離職を余儀なくされた者の再就職促進、雇用保険の失業給付に関する特例措置及び被災事業主に対する特別措置等の実施について島根労働局に要請する。

2 被災事業主に関する措置

「第2編 第3章 第2節 第4 2」に記載のとおり。

第9章 ライフライン災害対策計画

第1節 災害予防

第1 基本的な考え方

1 趣旨

電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設は町民の日常生活、経済活動や災害時の応急活動にとって重要な役割を果たすものであり、災害による被害を未然に防ぐため、関係施設等の安全性の確保、災害情報の収集・伝達体制の整備、災害応急体制の整備、防災資機材等の整備、防災知識の普及・啓発に係る基本的な対策を推進する。

このライフライン災害対策計画に定めのない事項については第2編「風水害対策計画」による。

第2 関係施設設備の安全性の確保

1 電気施設の安全性の確保

「第2編 第1章 第4節 第4 1」に記載のとおり。

2 ガス施設の安全性の確保

(1) LPガス施設の現況

県及び県LPガス協会はLPガス販売業者に対し、災害予防のため、LPガス施設の耐震性など安全性の向上、防災訓練の実施等の予防対策の推進を指導し、また情報提供を行う。

消費者に対しては、風水害、地震等による二次災害を防止するため、災害時の際に取るべき対応について啓発を行う。

(2) 自主保安体制の構築

LPガス販売業者は、次の事項の整備を図る。

ア 新規工事施工時及び定期の調査・点検等の際、次の事項の整備を行い、安全化に努める。

(ア) LPガス設備全般について、埋設導管をポリエチレン管への切り替えを進め耐震性を高めるなど安全性が確保できるよう整備を進める。

(イ) 容器は、災害時に転倒しないように堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用のチェーンにより固定する。

(ウ) 感震機能付きマイコンメーター等の安全器具の普及に努める。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

ア 風水害、地震等防災訓練の実施や災害時の対応マニュアルの作成等ソフト面の充実を図る。

イ 風水害、地震等による二次災害を防止するため、一般消費者に対して、特に高齢者にはわかりやすく、災害時には速やかな対応ができるよう、次のような啓発を行う。

(ア) 災害発生時の初期防災活動等について記したパンフレット等を配布し、内容について説明する。

(イ) 災害発生時は、ガス器具の使用に留意し、異常があったときは販売業者の点検を受けるよう指導する。

(ウ) 災害発生時は、火を全部消し、元栓・器具栓を閉め、容器のバルブも閉めるよう指導する。

3 上水道施設の安全性の確保

(1) 水道施設の現況

風水害等による被害としては、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定される。地震被害としては送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生の危険性が高い。

(2) 自主保安体制の構築

町は、各地域の状況等も考慮しながら、計画的に安全化対策を推進する。

ア 貯水、取水、浄水施設など水道施設の重要構造物について、耐震性診断の実施によりその老朽度及び構造をふまえ、耐震性の低い施設について補強、増強等を行う。

イ 送水管及び配水管は被害を最も多く受ける施設であり、特に経年化した管路及び強度的に弱い石綿セメント管については、耐震性の高いダクタイル鋳鉄管や水道配水用ポリエチレン管に取り替える。

ウ 情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等を整備又は耐震化する。

エ 水道利用者の理解と協力を求めて、給水装置や受水槽の耐震化を推進する。

オ 配水池の容量は12時間分の給水量を貯留できるようにし、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を整備するよう努める。

カ 指定避難所等の防災上重要な拠点の関係課と連携して、緊急時用貯水槽や大口径配水管を整備することにより、貯水機能を強化する。

キ 水道の広域化を促進し、施設全体の機能の向上を目指す。

(3) 防災教育・訓練の充実

各種研修会、講習会への参加・開催や、有事を想定した模擬訓練の実施を通じて、災害時における判断力の養成、防災上の知識及び技術の向上を図る。

また、地震時の配備編成や各自の職務分担について周知徹底を図る。

4 下水道施設の安全性の確保

「第2編 第1章 第4節 第4 4」に記載のとおり。

5 電気通信施設の安全性の確保

【西日本電信電話株式会社 島根支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】

電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

(1) 電気通信施設の現況

災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築する。このため、次の電気通信設備等の防災計画を実施する。

ア 電気通信設備等の高信頼化

(ア) 豪雨、洪水等のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行なう。

- (イ) 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風・耐雪構造化を行う。
- (ウ) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震・耐火構造化を行なう。

(2) 自主保安体制の構築

N T Tとグループ会社は・関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し通信サービスの確保を図る。

ア 電気通信システムの高信頼化

- (ア) 主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構成とする。
- (イ) 主要な中継交換機を分散設置する。
- (ウ) 大都市において、とう道網（共同溝を含む）を構築する。
- (エ) 通信ケーブルの地中化を推進する。
- (オ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- (カ) 災害時優先電話について、加入者と協議し2ルート化を推進する。

(3) 防災教育・訓練の充実

N T Tとグループ会社は・関連会社と協力し、防災活動を円滑、かつ迅速に実施するため平素から災害対策諸施策を積極的に推進するとともに、次に掲げる訓練を定期又は随時に実施する。

また、行政、地方公共団体、警察、消防など外部の防災機関の防災訓練にも積極的に参加する。

ア 災害発生時の初動立ち上げ訓練

イ 気象、地震等に関する情報伝達訓練

ウ 各種災害対策用機器の操作・運用訓練

エ 電気通信設備等の災害復旧訓練

オ 消防及び水防の訓練（水防板の点検・着脱を含む）

カ 行政機関等が実施する防災訓練（災害用伝言サービスの運用を含む）

【(株)N T Tドコモ中国支社 島根支店】

(1) 電気通信施設の現況

ア 建物

二次災害防止のため地域条件に即した防火扉、防火シャッター及び防水扉等を設置している。

イ 建物内部設備

- (ア) 建物内に設備する電話交換機、伝送・無線及び電力等の機器は地震などの災害による倒壊損傷等を防止するための補強措置と、火災に備えて消火設備が設置されている。
- (イ) 交換設備、電力設備及びその他の局内設備は倒壊を防止するために支持金物等で耐震対策を実施している。
- (ウ) 非常用電源
重要通信設備の設置されているビルには、商用電源のバックアップとして、蓄電池、自家発電機等を常備している。
- ウ 移動用無線
 - (ア) 通信回線の応急回線の作成用として、可搬型マイクロエントランス及び移動基地局車を主要ビルに集中配備している。
 - (イ) その他復旧作業用として車両へ衛星携帯電話等を常備している。

(2) 自主保安体制の構築

電気通信施設の災害対策は、公衆通信役務を提供している重大な使命に鑑み、災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から取り組んでいる。また、電気通信設備の整備拡充を図る

とともに、災害が発生した場合においては、(株)NTTドコモ中国支社の各機関にも災害対策本部を設置すると共に、(株)NTTドコモ等NTTドコモグループに災害対策支援本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と施設の早期復旧に努める。

ア 通信を確保するための諸施策

- (ア) 主要な伝送路を光ケーブル又は無線により、多ルート構成あるいはループ構成としている。
- (イ) 指定避難所等に一般公衆通信の使用に供する携帯電話又は、衛星携帯電話の貸出しに努める。
- (ウ) 災害時の孤立対策として、移動基地局車及び可搬型マイクロエントランスを主要ビルに配備している。
- (エ) 架空ケーブルは、二次的災害（火災）を考慮し、通信ケーブルの地中化を推進している。
- (オ) 商用電源が停電した場合の給電設備として、蓄電池、自家用発電機を常備しているが、更に移動電源車も主要ビルに集中配備している。
- (カ) 防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は耐水性に劣る弱体設備の計画的な補強取替を実施している。
- (キ) 平素から災害復旧用資材を確保している。

(3) 防災教育・訓練の充実

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう平素から災害対策諸施策を積極的に推進するとともに、次に掲げる訓練を定期的又は随時に実施する。

なお、行政、地方公共団体、警察、消防など外部の防災機関の防災訓練にも積極的に参加する。

ア 非常召集の訓練

イ 災害予報及び警報等の伝達訓練

ウ 災害時における通信疎通確保の訓練

エ 電気通信設備等の災害応急復旧訓練

オ 消防及び水防の訓練

カ i モード災害用伝言板サービスの運営

【KDDI株式会社】

(1) 電気通信施設の現況

災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信局舎及び通信設備の防災設計を行っており、主要設備については予備電源を設置している。また、通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、災害に強いネットワーク構成としている。

(2) 自主保安体制の構築

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を行う。また、被災時には通信を確保し、被害を迅速に復旧するため、必要な事業所には緊急連絡設備、代替回線や臨時回線の設定に必要な設備や車両等の防災用機器等を配備している。

(3) 防災教育・訓練の充実

災害時に防災業務を遂行できるように、必要な教育を行い防災に関する知識の普及及び向上を図っている。全社的な訓練は年2回実施している。

【ソフトバンク株式会社】

(1) 電気通信施設の現況

大規模災害発生に備え、通信サービスの確保ができるように、防災体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図り、災害に備えた対策と指針づくりを実施している。

ア 停電対策

停電時も安定した通信を確保できるよう、予備電源や非常用発電設備の設置を進める。

イ 伝送路対策

主要伝送路はルート冗長化等、通信が確保されるような対策を実施している。

(2) 自主保安体制の構築

災害時に、ネットワーク障害に即応できる体制と連絡網を整備して万々に備える。

災害時に通信サービスの早期復旧を図るため、各地に災害対策用設備、復旧資材および予備品などを確保する。

(3) 防災教育・訓練の充実

実際の災害を想定した訓練をグループ会社・協力会社を含めて実施し、訓練結果を基に見直しを行い、技術の向上と通信サービスの早期復旧を図る。

第3 災害発生時の情報収集・伝達体制の整備

1 基本的事項

災害によるライフライン事故が発生したとき、又は発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。

このため、町、県、関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ無人航空機、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

2 情報通信設備の整備

(1) 情報収集伝達機器の整備等

町及び県（防災部防災危機管理課）は、ライフライン施設において災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器について整備場所・設備等の検討、整備計画の策定を通じて整備し、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

移动通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、あらかじめ非常時ににおける運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。

通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移动通信、公共安全モバイルシステム、業務用移动通信、アマチュア無線等による移动通信系の活用体制について整備する。

(2) 情報収集・連絡要員の指定

県（防災部防災危機管理課）は、専門機関等大規模・特殊災害時の支援要請先について、その把握に努める。県及び消防本部は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、災害現場で情報の収集・連絡に当たる担当員をあらかじめ選任する。

3 総合防災情報システムの活用

県は、災害等が発生した場合は、電話等の通信手段以外に、総合防災情報システムを利用し、消防本部等関係機関より情報を収集・伝達するほか、必要に応じ防災ヘリにより情報収集を図る。

また、県及び関係機関は、日常業務又は訓練を通じて、総合防災情報システムの使用方法等について習熟を図る。

第4 災害発生時の応急体制の整備

「第2編 第1章 第4節 第4 6」に記載のとおり。

第5 防災資機材の整備

「第2編 第1章 第4節 第4 7」に記載のとおり。

第6 防災知識の普及・啓発

「第2編 第1章 第4節 第4 8」に記載のとおり。

第2節 災害応急対策

第1 基本的な考え方

各ライフライン施設は、町民の日常生活及び社会、経済活動はもとより、災害直後の応急対策活動においても重要な役割を果たす。

このため、施設管理者と町、県及び防災関係機関はこれらの施設等について相互の連携を図りながら迅速な応急対策を実施する。

第2 災害情報の収集・伝達

「第2編 第2章 第16節 第2」に記載のとおり。

第3 災害応急活動体制の確立

「第2編 第2章 第16節 第3」に記載のとおり。

第4 応急措置の実施（仮復旧も含む）

1 電気施設応急措置

「第2編 第2章 第16節 第4 1」に記載のとおり。

2 ガス施設応急措置

「第2編 第2章 第16節 第4 2」に記載のとおり。

3 上水道施設応急措置

「第2編 第2章 第16節 第4 3」に記載のとおり。

4 下水道施設応急措置

(1) 応急復旧

被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

(2) 拡大防止対策

二次災害のおそれのある施設、緊急度の高い施設等から順次、重点的に調査・点検を実施し、水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を講じる。

5 電気通信設備応急措置

「第2編 第2章 第16節 第4 5」に記載のとおり。

第5 災害広報等の実施

「第2編 第2章 第16節 第5」に記載のとおり。

第3節 災害復旧計画

第1 復旧事業

ライフライン施設管理者は被災した施設を復旧するに当たっては、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び関係業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を実施する。

復旧に当たり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

第2 再発防止

被災施設の復旧に当たっては現状復旧を基本としつつも、管理者は万全な再発防止等の観点から可能な限り改良復旧等を行う。

施設復旧と併せて、被災箇所以外の施設について、再発防止のための緊急点検を実施する。